トランプ新政権における中国向け輸出・投資管理規制、制裁の

関連動向についての QA 風解説

2025.4.22 CISTEC 事務局

トランプ新政権が発足し 3 ヶ月強が経過し、関税が先行していますが、もう一つの柱である輸出管理・投資管理規制を中心に、関連の諸動向について QA 風解説の形でまとめてみました。

【全体の構成】

- ■関税と並ぶ柱である輸出管理規制 ―同盟国への姿勢変化の兆し
- ■関税と輸出管理規制のリンクの動き
- ■同盟国に同調を求める規制ツール —Entity List の 50%子会社ルール適用?
- ■AI 半導体輸出規制はより厳しく 一迂回輸出阻止に向け監視強化
- ■中国に対する高関税政策
- ■対外投資を含む投資規制の包括的見直し
- ■中国企業の上場廃止の動き再燃か?
- ■中国の鉱物資源禁輸に関する米国の対応
- ■ロシア制裁に関するスタンス、動向
- ■香港を巡る動向
- ■中国に対する海事・物流・造船分野での規制

関税と並ぶ柱である輸出管理規制 ―同盟国への姿勢変化の兆し

Q トランプ新政権が発足して3カ月が経過しました。異例の関税政策によって対中国の みならず、同盟国向け含め世界各国に対して高関税を発動しましたが、輸出管理、投資管 理面からの規制はどうなったのでしょうか?

Α

トランプ新政権の政策として、1月20日就任と同時に公表された重要な2件を俯瞰的にみると次のようになります。

「トランプ=バンス政権の優先事項」

【移民規制、エネルギー大国化、行政改革、米国的価値観復活の4つの柱】

○これは、移民、エネルギー、行政改革、価値観の4つの柱から成っており、ここでは経済・ 貿易政策については直接は含まれていません。

①米国を再び安全に

- ・国境の安全、不法移民対策、麻薬カルテルの外国テロ組織指定等 (外国人敵対者法適用)
- ②米国を再び手頃な価格でエネルギー大国に
 - ・気候過激主義の廃止、パリ協定離脱
 - ・エネルギー緊急事態宣言し重要インフラ構築 等
- ③沼を干上がらせる (既得権益の一掃)
 - ・政府官僚機構改革、多数の行政命令撤回等
- ④米国的価値観の復活
 - ・急進的ジェンダーイデオロギーから女性を守る
 - ・ランドマークを適切な歴史を称える名称に変更 (北米最高峰の「デナリ山」を「マッキンリー山」に戻す等)

「アメリカ・ファースト政策」

【関税関連と輸出・投資管理とが大きな柱】

- ○これが、経済・貿易関係の政策の方向性を示すもので、具体的措置・規制等について、担当閣僚は 4 月 1 日までに評価、勧告を含む報告書を大統領に提出しなければならないとされています。
- ①不公平かつ不均衡な貿易への対処(貿易赤字是正に向け関税)
- ②中国との経済・貿易関係
 - ・中国との協定を見直し、関税その他の措置
 - ・不合理・差別的政策・慣行の調査、対応措置
 - ・中国との恒久的正常貿易関係に関する立法案の評価、変更案
- ③追加の経済安全保障事項
 - ・輸入調整措置の評価(鉄鋼、アルミ、国家安保関連品目)
 - ・輸出管理体制につき、戦略上の敵対者・地政学的ライバルその他の国家安保等の考慮 すべき動向を踏まえて修正を助言
 - (米国の技術的優位性の維持・獲得・強化方法、既存の輸出規制の抜け穴の特定と排除方法)
 - ・輸出管理措置の外国による遵守奨励メカニズムの評価
 - ・コネクテッドカーに関する規則について拡大の要否検討
 - ・対懸念国投資規制の最終規則が十分かの評価
 - ・外国補助金・融資の連邦政府調達への歪曲的影響の評価

・不法移民、フェンタニル流入の評価、緊急的解決措置

- ○これらを見ると、次の点がわかります。
 - ・中国が最大の問題関心先であること。
 - ・政策ツールとしては、関税と輸出・投資管理とが大きな柱であること。
- ○大統領への報告については、4月3日に、全文は非公開ですが概要が公表されています。 https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/04/report-to-the-president-on-the-america-first-trade-policy-executive-summary/

【投資政策については既に「米国第一の投資方針」が2月に公表】

- ○なお、次の点は、既に方針の公表等がなされ具体的実施に向けた検討が進んでいます。
 - ・投資規制については、大統領覚書「米国第一の投資方針」が2月21日に公表され、その具体化に向けた作業が進められつつあります。

バイデン政権末期の1月2日に、「対中投資規制プログラムに関する最終規則」が施行されましたが、大統領覚書「米国第一の投資方針」では、対中投資規制に限らず、対内・対外の双方の投資についての包括的な指針となっています(CFIUS の権限強化、審査の厳格化、外国敵対勢力に関する投資制限、同盟国からの投資促進」

・フェンタニル流入に関して中国に対して 20%の関税を課していますが、これは流入防止のための「緊急的解決措置」の一環と位置付けられると思われます。

Q その「アメリカ・ファースト政策」では、中国を「戦略上の敵対者、地政学的ライバル」と位置付けていますが、輸出管理規制の面ではどのような変化が予想されるでしょうか?

Α

【「遅さ/複雑さ」への批判し、簡素で厳格かつ効果的規制を提言】

○米議会は超党派で対中強硬姿勢に立ち、これまでも様々な中国対抗法案を提出してきました。そして、バイデン政権に対しては、同志国連携で対応するのはいいとしても、対応が遅すぎる、その間に中国が先に進むことを許してしまったではないか、というような不満があったようです。米国が優位を保てる技術サイクルが縮まっていることへの危機感があると思われます。

このような指摘は、シンクタンクからも発せられており、他にも「スモールヤード・ハイフェンス」の考え方で限定的な規制にしようとするあまり、かえって複雑で理解しにくいものとなっている、むしろ広めに対象にしてわかりやすく実効性のあるものにしたほうがいいのではないか、といった考え方も語られるようになってきているようです。

○実際、4月3日に公表された「アメリカ・ファースト政策」に関する大統領への報告概要

では、簡単な記述ですが、次のように述べられています。

第19章 米国輸出規制の見直し(AFTP第4条(c))

米国は、自国の先進技術が敵対国に流出しないよう徹底しなければなりません。輸出 管理は、AI 分野における米国の優位性を強化し、世界的な技術的リーダーシップを確 立しつつ、より簡素で厳格かつ効果的なものにすべきです。

【米国超党派議員による日本に対する米国規制同調への強力な要請】

○前掲の同志国連携による対応の「遅さ」についての米議会の批判としては、昨24年10月 の米下院中国特別委員会の超党派幹部による日本大使宛て書簡にも表れています。

そこでは、再輸出規制(直接製品ルール)の強化や財務省権限の活用、CHIPS 法による資金配分の制限といった日本企業への圧力手段を有するとして、米国の規制への同調を強く求めています。当該部分のポイントを要約すると以下の通りです。

■米下院中国特別委員会の共和・民主両党の幹部 2 人による山田駐米日本大使に宛てた書簡(24.10.15) ※ブルームバーグによる。

「中国は、日米蘭の製造装置を積極活用して世界最大の半導体製造産業基盤を築きつつあり、今後 10 年以内に 50~180nm の世界ファウンダリー生産能力の約 50%を支配する可能性がある。その能力の多くはファーウェイにより建設されており、同社は秘密のプロジェクトに関与している。

- ・それら閾値のチップは、現代経済と軍の生命線であり、多国間で対処する努力をしなければ、中国に兵器システムと現代消費財に必要な生産能力に対する機能的拒否権を与えることになる。
- ・中国の取組みに先んじるためには、多国間管理を迅速に更新・強化できるかにかかって おり、**多国間管理の更新に1年以上かかるようであれば、その有効性は損なわれる**。

多国間での行動が最善とは考えるが、交渉が不調に終わった場合には、一方的に前進するために複数の手段を保持している。強化された FDPR(直接製品ルール)や適切な財務省の権限といったツールの活用は、中国への技術流入が我が国全体の国家安全保障を損なわないための取り組みの一環として、検討すべき現実的な選択肢である。また、議会は CHIPS 法に基づく資金提供に対する制限を調整する権限を保持しており、資金提供先として高度な半導体製造装置を中国に輸出する企業や国に対して制限すべきかどうかも含まれる。」

【トランプ新政権、商務省幹部も議会と同様の認識の模様】

- ○トランプ新政権と商務省の認識も同様であり、諸情報を総合すると次のようなスタンス に立っているようです。
 - ・米国だけが世界の最先端技術をすべて所有しているわけではなく、中国がその技術的野望に必要な重要な物資を完全に拒否されるように、他の国々と協力する必要がある(ラ

ンドン・ハイド BIS 次官補の議会証言)。

- ・WA 等の国際レジームを含め同盟国等との連携に時間をかけている余裕はない (諸情報 による)。
- ・米国の規制の考え方を同盟国等に伝え、強い姿勢で同調を求める(同上)。
- ○なお、ランドン・ハイド BIS 次官補は、国務省その他のポストを歴任してているが、直近ポストが下院中国特別委員会のスタッフだったことにも留意が必要と思われる。

関税と輸出管理規制のリンクの動き

Q 関税と輸出管理規制とを結びつけようとする動きはあるのでしょうか?

A

【ラトニック商務長官:「輸出規制を関税モデルで支援するやり方が必要」】

- ○関税と輸出管理規制とを結びつけようとするトランプ新政権の動きが、報じられるよう になっています。
- ○もともとは、ラトニック商務長官が指名承認の議会証言で、DeepSeek に関連して、「この件が浮き彫りにしたのは、関税に裏打ちされていない輸出規制はもぐらたたきのようだという現状だ」「輸出規制を関税モデルで支援するやり方を見つけなければならない」と発言していました。
 - ◎ラトニック米商務長官候補、DeepSeek 不正なら「強力に対応」 関税効果を強調 (ブルームバーグ 25.1.30)

https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-01-29/SQUYS3T1UM0W00

【ベッセント財務長官は関税交渉で中国の迂回輸出、中国拠点化等阻止を要求と報道】

- ○最近になって、関税交渉を担うベッセント財務長官の交渉スタンスに関して、具体的動き が報じられています。
 - ◎米、中国の孤立もくろむ 各国との関税交渉通じ
 - ーベッセント米財務長官、「相互関税」譲歩と引き換えに貿易相手国に中国との取引制限を求める考え (WSJ 25.4.16)

 $https://jp.wsj.com/articles/u-s-plans-to-use-tariff-negotiations-to-isolate-china-f03131eb?mod=hp_lead_pos1$

https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2025-04-16/SUSB6UT0G1KW00

米政府は中国経済の孤立に向け、貿易パートナー国からコミットメントを引き出すことが狙いで、これと引き換えにホワイトハウスが設けた貿易や関税面の障壁を引き下げることを考えているという。

米政府当局者らは70カ国・地域以上との交渉で、中国が交渉国・地域を経由して商品を輸出すること、中国企業が米国の関税を回避するために交渉国・地域に拠点を置くこと、また中国の安価な工業製品を交渉国・地域の経済に取り込むことを認めないよう求める方針となっている。

・・・具体的な要求は、中国経済との関わりの度合いに応じて国・地域ごとに大きく 異なる可能性がある。

- ○上記 WSI では、次の点にも言及されています。
 - ・米当局者らは一部の国との初期段階の交渉で、この方針をすでに持ち出している。トランプ氏も(4月)15日にこの戦略に言及。・・・(パナマ運河問題に関連し)米国と中国のどちらかを選ぶよう各国・地域に求めることを検討するとした。
 - ・計画には関税措置で中国を米国経済から切り離し、さらには中国株を米国の取引所から 排除する可能性も含まれている。ベッセント氏は最近の FOX ビジネスとのインタビュ ーで、政権が中国株の上場廃止を試みる可能性を否定しなかった。
- ○同様に、ブルームバーグでも次のように報じられています(ブルームバーグ25.4.17)。

トランプ政権の経済顧問らは貿易相手国代表との会合で、中国と緊密な関係にある特定国からの輸入に関税を課す「二次的関税」の発動を協議している。他の関係者によれば、米政府は中国からの過剰な輸入品を受け入れないよう貿易相手国に求めてもいる。これらの他にも中国に関する関税譲歩案が議論される可能性があるという。

・・・トランプ大統領自身も今週、FOXニュース・スペイン語放送とのインタビューで、中南米諸国に中国の「一帯一路」イニシアチブと米投資のどちらかを選択させる可能性について問われた際、この構想に言及。「そうすべきなのかもしれない」と述べた。

○趣旨は、米国向けの迂回輸出拠点になることを阻止すること、中国の投資や廉価輸出攻勢 によりその影響下に置かれることを阻止することというものと思われます。

【輸出管理の世界でも迂回輸出阻止のため規制拡大の動き】

- ○なお、輸出管理の世界で、逆に中国への機微品目の迂回輸出を防ぐために、中国向け輸出 と同様の輸出規制を懸念国向けに講じるというやり方が、バイデン政権末期に次のよう な形で適用されています。
 - ① 半導体・スパコン関連の著しい輸出規制等強化措置を、「中国向け」だけでなく懸念 国・地域向けに拡大
 - ・武器禁輸国(中露含む23カ国)+マカオ向け ※香港は中国に含まれる。
 - ・全地域の武器禁輸国・マカオにある本社がある企業等向け
 - ② AI 半導体の輸出の仕向地別規制
 - ・仕向国を Tier1-3 の 3 類型に分け、数量制限を含む規制を導入

※ただし、この数量制限は産業界等から強い反対があり、トランプ新政権下では見直される可能性が高いと思われます。

同盟国に同調を求める規制ツール —Entity List の 50%子会社ルール適用?

Q 米国が同盟国等に同調を求める上での輸出管理上の規制ツールとしては、どのような ものがあるでしょうか?

再輸出規制の強化については、バイデン政権下でも進められてきており、それが更に広く 適用されることは予想されるところです。

ここでは、それらの再輸出規制の強化実績と、今後想定され得る強化の選択肢としてどういうものがあるかを見ていきます。

【最近の強化実績1:直接製品ルールの強化】

- ○直接製品ルールについては、バイデン政権末期の昨 24 年 12 月 31 日付で、以下の③を追加する改正がなされ、今年 1 月 31 日から施行されています。
- ①EAR 対象の(又は米国原産)一定の米国リスト規制技術・ソフトから米国外で直接製造された製品
- ②「米国原産の一定の米国リスト規制技術・ソフトから 直接製造された装置」から米国外で製造された製品
- ③上記②の直接製品(例:IC)を包含する一定の貨物
- ○2022 年 2 月のロシアのウクライナ侵攻に対する米国の輸出規制においては、同盟国・同志国に対して、類似のロシア向け規制を採る場合にはロシア向け直接製品ルールによる規制を適用しないとの方針が採られ、38 か国がロシア向け輸出規制に同調することになりました。

【最近の強化実績2:デミニミス・ルールの不適用】

○再輸出規制のうちの「デミニミス・ルール」については、その不適用という事例も出てき ています。

このルールは、米国原産リスト規制品目が価額比率ベースで最低基準値(デミニミス値。例えば 25%)を超えて組み込まれた米国外生産品目は、再輸出規制対象となるとの運用がなされてきています。しかし原則は、米国原産品が僅かでも使われていれば EAR 対象となるというものであり、それを緩和する運用として、25%ルール等が適用されているという構図になっています。したがって、「デミニミス・ルールの不適用」ということは、原

則に戻って厳格適用し、米国原産品が僅かでも使われていれば EAR 対象となるということになります。

○この適用事例としては、日米蘭が協調しての先端半導体製造措置の追加規制の際に、オランダの規制パラメータが狭かったため、米国が同ルール不適用として米国当局の許可対象として、半ば強制的に同一パラメータでの規制としたという例が最近の例としてあります。オランダはその後、日米のパラメータに合わせる改正を行いました。

また昨24年12月31日施行の改正で、非米国原産の一定の半導体製造装置であって、中国等の懸念国 D:5 国(武器禁輸国23か国)・マカオ向けの場合は、規制品目リスト(CCL)のカテゴリー3~5 のいずれかに該当する米国原産 IC がわずかでも含まれていれば、デミニミス・ルールは適用されず、EAR 対象になるとの改正がなされました。

○これは一定の先進半導体製造装置が対象ですが、米国が重要視する新興技術分野 (AI、量子技術、バイオテクノロジー、航空宇宙等) にも拡大していく可能性は否定できません (対中投資規制方針も含む「米国第一の投資方針」ではそれらの分野が規制拡大対象として挙げられています)。

【想定可能性 1: Entity List の 50%子会社ルール適用/懸念者リストの相互適用】

○米商務省 BIS 輸出管理担当次官補に指名されたランドン・ハイド氏は、4月 10 日の上院銀行・住宅・都市問題委員会での証言で、シンプルな規制強化策の例として、Entity Listの 50%子会社ルール適用を挙げていました。

https://www.banking.senate.gov/hearings/04/03/2025/nomination-hearing これがもし適用されるとすれば、「スモールヤード・ハイフェンス」の考え方からの転換の一例ともなると思われます。

- ○原則禁輸対象者である Entity List については、現行制度ではその適用範囲は子会社までは及びません。他方、金融制裁リストである SDN リスト掲載者については、その 50%以上の子会社まで効果が及びます。
- ○Entity List の現行制度下では、適用対象になる子会社を全て掲載するという方法が長く採られてきています。しかし、新たにシェルカンパニーを設立し、それを迂回輸出等のルートとして活用することを防ぐことができず、いたちごっこの状態となっていることは否めません。対応策の一つとして、Entity の掲載ではなく、「住所のみ掲載する」という手法も採用されました。これは子会社かどうかは問いませんが、香港等の一部地域にある組織ぐるみで迂回輸出に関与しているとの認識に立った措置です。
- ○現行の Entity List 制度が子会社は個別に掲載するという考え方は、規制の明確性、輸出企業側の負担軽減(子会社を全て洗い出すのは困難)との観点に立った措置であり、他の懸念者リストでも同様です(株式等証券取引を禁止する「中国軍民融合企業リスト」、取引上のレッドフラグである「中国軍に所有又は支配されている中国企業リスト」、軍事エンドユーザー規制の実効性向上のための「軍事エンドユーザーリスト」等)。

- ○他方、新トランプ政権や議会の問題意識である「規制実施が遅すぎ、その間に機微製品・技術の入手を許し追いつかれてしまう」との観点に立てば、Entity List の 50%子会社ルール適用というのは、規制当局側から見ればシンプルではあります。金融制裁の SDN リストでも採用していますし、非常事態宣言下である以上、その考え方を援用することは排除されないということなのだろうと思われます。
- ○米国や西側諸国の安全保障の上で大きな懸念がある中国の軍民融合政策を担う軍民融合企業・組織集団群を、従来通り、個別の企業・組織ごとにリストアップするというやり方で規制が追いつくのか?という問題意識はあり得るでしょうし、AI 利用先端半導体をノーマークの中国企業を通じて入手することを許してしまったということが問題視されている中では、次官補が言及するように、有力な選択肢として検討されることは十分あり得ると思われます。
- ○また、もともと、米議会では以前から、上記に掲げたような一連の懸念者リスト掲載者への相互適用を図るための法案が継続的に出されてきています。超党派の連邦議会諮問委員会である USCC (米中経済・安全保障調査委員会)の年次報告書での提言では、この点の提言が重要提言として位置付けられてきましたし、昨24年9月には下院で可決された一連の対中法案の中に「制裁・懸念リスト調和法案」というものがあります。

これは、Entity List、SDN リスト等の懸念リストに掲載した場合は、他のリスト所管省庁に報告し、報告を受けた省庁は所管リストに掲載を検討し、その結果の公表と、掲載しない場合の議会への理由報告の義務付ける(商務省 BIS、財務省 OFAC、国防総省の各所管リストが対象)というものです。

Entity List の 50%子会社ルール適用という規制方策は、このような米議会が指向する方向性とも合致しているということになります。

○ただし実施上の問題は、輸出企業がどのようにして Entity List 掲載者の 50%以上の子会社を把握できるのか?という点です。前掲のハイド次官補は議会公聴会の証言では、「比較的すぐできる」「非常に迅速に話を進めることができる」としていますが、SDN リストでのプラクティスも踏まえつつ、現実的な実行可能性をどう担保するのかが大きな課題となってきます。

中国側が国家安全の観点からデータ安全法の枠組みの中で、基本的な企業情報(株主構成、役員構成、軍事関連組織との取引等)の越境移転を厳しく規制するようになっていますので、なお実行面でのハードルが高くなっていることも考慮に入れる必要があります。

【想定可能性 2 :Backfill 取引関与者の Entity List 掲載】

○前掲の米下院中国特別委員会の超党派幹部2人による駐米日本大使に宛てた書簡の趣旨

は、「米国企業が禁じられている取引を日本企業が行うことは許すべきではないから、米 国同様に規制せよ。規制しなければ米国政府・議会が持つ権限で阻止することを検討する」 というものです。

○即ち、backfill 取引に当たる(米国企業不在の穴を日本企業が埋める)行為は阻止せよという趣旨になります。これは、米国産業界も大きな不満として繰り返し対処を要請してきた問題です。

ただし、米国産業界としては、直接製品ルールによる規制では、米国製品の忌避につながるとして反対し、あくまで同志国間で同様の規制を行うことを強く求めてきました。

米議会としては(あるいはおそらく新トランプ政権としても)、同志国連携による対処が最も望ましいとしても、その合意・実施が大きく遅れてしまうのでは意味がないとの認識であり、規制の域外適用により、同盟国であっても強く迫ってこれに同調させるという発想に立っています。

同調させるツールとして、直接製品ルールによる再輸出規制や Chips 法等による資金配分だけでなく、「適切な財務省の権限」に言及していますが、これが SDN 掲載(=金融制裁)を意味しているとすれば異例であり、危機感を反映した話と思われます。

○その発想と同様のものとしては、「backfill 取引関与者の Entity List 掲載」が考えられます。これは、ロシア制裁を契機に、ロシア制裁の迂回、潜脱関与の backfill 企業等を規制すべきことが G7の広島サミットで合意され、その直後に、米国が Entity List に掲載し、以降も多数の企業の掲載を続けています(日本、EU も米国ほどの数ではないですが禁輸対象としています)。

なお、ロシア制裁の場合、米国は backfill 取引関与者の Entity List 掲載に際しては、脚注付きで直接製品ルールを適用しており、その規制効果を高めています (=貿易の世界で孤立させる)。

○米国は、前掲書簡にあるように、「中国への技術流入が米国全体の国家安全保障を損なう」 との認識に立っている中では、(SDN 掲載も示唆するくらいですから)「backfill 取引関与 者の Entity List 掲載」も選択肢となってくる可能性は否定できないと思われます。

AI 半導体輸出規制はより厳しく 一迂回輸出阻止に向け監視強化

Q AI 関連の規制については、バイデン政権末期に AI 半導体輸出の仕向け国別に数量制限がなされましたが、米産業界では批判が強く見直し要求がなされていました。トランプ新政権では、どのような方針なのでしょうか?

特に中国向けについては、DeepSeek に対する規制も予告されていましたが、どういう状況でしょうか?

Α

【バイデン政権末期に公表された AI 輸出規制の暫定最終規則と産業界等からの強い批判】

- ○バイデン政権末期の今年 1 月 15 日付で、AI 関連の規制が暫定最終規則として一挙に導入されました。その多くの規定の施行は 5 月 15 日であり、トランプ新政権のレビューに委ねられています。1 月公表の規制のポイントは次のようなものです。
 - ① AI 半導体輸出の数量制限等の導入(AI 拡散規則(AI diffusion rule))
 - ・エヌビディア等の先端半導体を、仕向地を Tier1-3 に分け数量制限、流通・在庫データ管理義務付け (Tier1 国は日本等 18 カ国で規制なし、Tier2 国はインド、ブラジル等約 120 カ国で小規模取引で許可不要、Tier3 国は中ロ等 22 カ国で許可対象)
 - ②世界での AI データセンター建設のために、米当局認定事業体であれば、数量制限を 超えて輸入可能な制度も創設。
 - ③ 一定の先端 AI モデル・ウェイトをリスト規制追加
 - ④同盟国以外の外国からリスト規制該当 AI モデルの訓練支援のクラウドサービス提供をレッドフラグ化
- ○これらの AI 規制については (特に数量制限等の導入 (AI 拡散規則))、産業界からは強い 批判がなされ、米国半導体工業会 (SIA) 等は、「戦略市場を競合他社に譲り渡すことで、 意図せぬかたちで半導体や AI 分野の米国の経済と国際競争力に永続的なダメージを与え るリスクがある」との声明を発表しています。

また、イスラエル等の諸外国からも、トランプ新政権に対し再考要請がなされています。 議会サイドからも同様の批判があり、ピート・リケッツ上院議員は指名公聴会で次のように指名承認対象の米商務省 BIS 幹部に主張しています。

この誤ったルールは、イスラエルのような同盟国を含む約 150 カ国に、米国のコンピューティング技術を取得するための恣意的な購入制限と煩雑な許可プロセスを課すものである。このような影響を受ける国のテクノロジー企業は、米国の輸出規制体制の外で独自の AI 技術を作ろうとするかもしれない。前バイデン政権が中国の AI 競争力を制限しようとしていた目標には確かに賛成だが、この政策は実際には、意図しない結果を招きかねない。反対だ。

○このような、全世界向けの数量制限を含む規制は強い批判に晒されており、施行予定の5 月15日が迫る中、見直しがなされる可能性が十分あると思われます。

【トランプ新政権下でのAI半導体輸出規制の一段の強化】

○他方、中国向けについては、厳しい規制がなされつつあります。

バイデン政権下において中国への輸出が認められてきた比較的低スペックの AI 半導体 H20 については、トランプ政権下の規制強化により輸出が制限されると予想されていた ところ、一時、トランプ大統領がエヌビディアの CEO と会談し、米国内の AI データセ

ンターへの投資の見返りとして対中向け輸出が認められると報じられましたが、4月9日 に輸出が要許可(禁止)とされたことが明らかとなりました。

エヌビディアは4月15日に、H20について9日に中国向け輸出にラインセスが必要との通知を受けたとし(スパコン利用の恐れが理由)、55億ドルの費用(在庫と購入約定などによる損失)を計上すると明らかにしました。H20はこれまでの米政府による半導体の対中輸出規制を受け、エヌビディアが中国市場向けに設計した中国向けでは最も先進的な製品で、急成長する中国AI産業との関わりを維持する上で重要となっていると報じられています(ロイター25.4.15付他)。

H20 の対中禁輸については、後述する米下院中国委員会による提言のひとつに含まれていました。

なお、エヌビディアだけでなく、インテル、AMD に対しても通知がなされたと報じられています。FT (25.4.16 付) によれば、インテルが通知を受けた規制スペックは、

「DRAM帯域幅が計1400ギガバイト(GB)/秒以上、入出力(I/O)帯域幅が 1100GB/秒以上、または両方の合計が1700GB/秒以上の半導体|

であり、AMD の「MI300」、インテルの「ガウディ」シリーズの一部やエヌビディアの H 2 0 はこれらの要件をはるかに上回るとのことです。

H20の輸出規制は、中国のAI半導体メーカー、特にエヌビディアと競合する製品を提供する中国のファーウェイに恩恵をもたらす可能性があるとも報じられています(ロイター25.4.16付)

【米下院中国委員会の DeepSeek に関する報告書の AI 輸出管理規制強化の提言】

- ○米下院中国委員会 (USCCP) が 4 月 16 日に DeepSeek に関する報告書を出し、政策提言を行っています。
 - ©DEEPSEEK UNMASKED: EXPOSING THE CCP'S LATEST TOOL FOR SPYING, STEALING, AND SUBVERTING U.S. EXPORT CONTROL RESTRICTIONS

https://selectcommitteeontheccp.house.gov/media/investigations/deepseek-unmasked-exposing-ccps-latest-tool-spying-stealing-and-subverting-us

輸出管理関係部分を見ると、次のような柱になっています。

- ・規制対象 AI チップの拡大(H20 等)
- ・半導体製造装置の輸出管理についての日蘭との強力強化
- ・輸出管理違反阻止のための執行強化(内部告発者報奨プログラムを設立等)
- ・迂回輸出阻止のための二国間・他国間協力の強化、チップ・半導体製造装置の追跡・報告義務付け、チップに追跡機能の義務付け 等

■米下院中国委員会(USCCP)政策提言(輸出管理関係部分)

提言 I:輸出管理の拡大、輸出管理執行の強化、および中華人民共和国 (PRC) の人工知

能(AI)モデルから生じるリスクに対処するため、迅速な措置を講じる。

- 1. 商務省産業安全保障局 (BIS) への資金拠出を増加させ、輸出管理分析、技術、執行の拡大を図ることで、米国の輸出管理政策の有効性を高める。BIS の予算は、輸出管理要件の増加に追いついておらず、その結果、人員と分析能力が不足している。
- 2. 以下の措置により、中華人民共和国が国家安全保障を脅かす高度な AI モデルの開発・展開能力をさらに制限する:
- a. 既存の輸出管理を維持し、推論や訓練に優れた性能を発揮する<u>追加のチップ(例:</u>Nvidia H20)を含む輸出管理を拡大する。
- b. <u>これらのチップの製造に使用可能な半導体製造装置に対する輸出管理を維持し、拡</u>大する。これには、日本およびオランダの当局との協力強化を通じた措置を含む。
- 3. <u>米国製の GPU やその他の米国製データセンター加速器</u>(TPU を含むがこれらに限定されない) <u>を使用して訓練されたデータセンター、計算クラスター、およびモデルに対するリモートアクセス制御を課す。</u>
- 4. BIS に対し、計算処理を超えた定義(例:「武器の製造を支援する能力を有する」など)を策定するよう指示し、国家安全保障上重要な AI モデルを記述するための米国輸出管理の対応力を強化する。
- 5. 輸出管理違反の報告を促進するため、業界関係者および外部関係者に対する<u>インセンティブを創設し、輸出管理の執行を強化する</u>。議会は、<u>内部告発者報奨プログラムを設立</u>すべきである。輸出管理違反を報告した個人は、内部告発者保護措置に加え、その報告により課された制裁の一部を金銭的に受け取る可能性がある。
- 6. チップメーカーおよび半導体製造装置メーカーに対し、適切なチップおよび装置の **最終ユーザーを追跡するよう義務付ける**ことを検討する。これには、指定された製品お よび装置の最終ユーザーに関する報告書を BIS に提出すること、<u>サービス支援契約を</u> **含む措置**が含まれる。
- 7. シンガポールなど、中華人民共和国 (PRC) への転用リスクが高い地域へのチップ 輸出を厳格に審査し、**輸出管理の回避やチップの密輸を防止するため、二国間・多国間 の法執行協力体制を確立し、起訴を強化**する。
- 8. BIS に対し、中華人民共和国 (PRC) への転用リスクが高い国への輸出が制限されているチップの輸出許可を取得するため、企業にチップに組み込む位置確認機能を義務付けるよう指示し、輸出管理の執行を強化する。
- 9. AI システムの安全かつ適切な利用を確保するため、連邦機関(例: NIST、AISI、CISA、NSA)に対し、モデル蒸留、データ漏洩その他のリスクから保護するための物理的・サイバーセキュリティ基準とベンチマークを、最先端 AI 開発者向けに策定するよう指示する。
- 10. 中国の低コスト・オープンソースモデルを活用した AI 市場シェア獲得戦略に伴う

国家安全保障上のリスクに対応するため、中国起源の AI モデルに対する連邦政府調達禁止措置を講じ、政府機器での使用も禁止する。

【データセンター等に対するリモートアクセス制限の提言も】

- ○上記提言には、バイデン政権末期の AI 規制にもある、米国製の GPU 等を使用して訓練 されたデータセンター等に対するリモートアクセス制御を課すことも含まれています。
 - リモートアクセス制限に関しては、米下院で、昨年9月に「リモートアクセス・セキュリティ法案」が可決されましたが、これは、現在、EAR上は、外国企業等がソフトウェアやインフラにリモートアクセスしてその機能を利用することは未規制となっているところ、以下のようにリモートアクセスも規制対象の類型に加えるというものです。
- ・輸出管理改革法 (ECRA)を改正し、現行の新興・基盤技術の輸出、再輸出、国内移転に加え、懸念ある利用につながるリモートアクセスも規制対象に追加。

【米下院中国委員会、CSIS がエヌビディアの AI 半導体の迂回輸出の可能性に関心】

○なお、DeepSeek に関連して、エヌビディアの AI 半導体が、シンガポール、マレーシア 経由で中国に迂回輸出されたのではないかとの疑念により、米国政府はマレーシア政府 に対してその厳密な監視強化を求めていると報じられています(ロイター25.3.23 付)。

上記下院中国委員会の報告書では、「米国の輸出規制にもかかわらず、エヌビディアの 半導体がディープシークのAIモデルの動力源となったかどうかや、どのようになった のかを調査するため、エヌビディアに対して中国と東南アジアへの販売に関する回答を 求める公式の書簡を送った」としています(FT、ロイター各 25.4.17 付)。

- ○DeepSeek と輸出管理に関しては、米国シンクタンク CSIS (米国戦略国際問題研究所)
 - の) Gregory C. Allen 氏による下記レポートがあります。
 - ©DeepSeek, Huawei, Export Control, and the Future of the U.S.-China AI Race (Gregory C. Allen, March 2025)

https://www.csis.org/analysis/deepseek-huawei-export-controls-and-future-us-china-ai-race ※以下資料で、賛助会員向けに内容紹介。

https://www.cistec.or.jp/members/z1905sokuho/20250401.pdf

同レポートでは、「米国輸出管理政策が Deep Seek に与えた影響」として、「Deep Seek の成功は、2022 年 10 月米国輸出規制(対象 Nvidia チップ:H100、A100)に準拠する 為 Nvidia が中国向に開発した規制閾値以下の H800、A800 の輸出規制が遅れた点が大 A800 が合法的に中国に輸出された。尚、Deep Seek - V3 モデル (24 年 12 月発表)の研究論文は、「Nvidia 製 H800 を使用してモデルを訓練した」としている。」とあります。この規制の遅れと(規制後の)大規模密輸、東南アジア諸国等のシェルカンパニーを通じた迂回輸出阻止への取組が十分でなかったことが、中国の AI 分野での進歩を許してし

まったとの問題意識で論じています。

○このようなシンクタンクや下院中国委員会のレポートにおける問題意識がトランプ新政権でも共有され、今回のエヌビディア、AMD、インテル等に対する従来よりはスペックの低い AI 半導体の禁輸につながったものと想像されるところです。

中国に対する高関税政策

Q トランプ新政権が発動した一連の関税が大きな混乱を招いていますが、どういう考え 方でやっているのでしょうか?

Α

【アメリカ・ファースト政策で提示された関税関連の課題】

- ○1月20日に公表された「アメリカ・ファースト政策」での検討項目で、輸出管理以外で 関税や通商に関係するものとしては、次のものが挙げられます。
 - ①不公平かつ不均衡な貿易への対処(貿易赤字是正に向け関税)
 - ②中国との経済・貿易関係
 - ・中国との協定を見直し、関税その他の措置
 - ・不合理・差別的政策・慣行の調査、対応措置
 - ・中国との恒久的正常貿易関係に関する立法案の評価、変更案
 - ③追加の経済安全保障事項
 - ・輸入調整措置の評価(鉄鋼、アルミ、国家安保関連品目)
 - ・不法移民、フェンタニル流入の評価、緊急的解決措置

【「トランプ大統領2025 貿易政策アジェンダ」 ―製造基盤の再構築】

○これを受けて、USTR は、3月3日に、「トランプ大統領2025 貿易政策アジェンダ」 とという文書を公表しています。そこでは、貿易政策=「関税を上げて国内生産を増やす」 ということが基本ラインになっています。製造業を復権させるという趣旨です。

基本的考え方の部分で、「生産経済(Production Economy)」が如何に重要かということを説明しています。様々議論のあるところでしょうが、どういう考え方に立っているのかがわかりますので、「基本的考え方」の部分を抜粋してご紹介します。

(抜粋)

・・・こうした傾向は、米国の労働者を犠牲にして自分たちだけが豊かになることを 目的に、貿易政策を含む政策を追求してきたグローバリスト・エリートたちによる、 枯れ果てた数十年にわたる攻撃の産物である。

その結果、中産階級は萎縮し、わが国の安全保障は脆弱な国際的サプライチェーン

に翻弄されている。

トランプ大統領は、貿易政策がこのような課題を生み出す上で果たしてきた役割と、貿易政策によってこの課題を解決できることを認識している。

2017年に初めて大統領に就任して以来、トランプ大統領は国益を優先するために通商政策を再構築してきた。

関税は公共政策の正当な手段であるという新たなコンセンサスを構築した。

トランプ大統領は、米国を利用して逃げおおせると考える国々に対して、厳しい貿 易執行が不可欠であることを示した。

米国には影響力があり、メイド・イン・アメリカの輸出品、特に農産物輸出の市場を開くために積極的に交渉できることを示した。彼は、強固で現実主義的な貿易政策が、雇用を創出し、技術革新を促進し、国防を強化し、賃金を引き上げ、農家を支援し、

多くのエリートが長い間、米国が達成することは不可能だと考えていた製造業のルネッサンスを促進できることを証明した。

生産経済(Production Economy)に向けて

これらの目標を達成するためには、米国は生産に重点を置いた経済でなければならない。米国の歴史の大部分において、米国人の生活様式は、創造、発明、建設、成長、生産によって形作られてきた。

米国人は消費するだけではない。そして、米国は単にお金を動かすだけの経済ではなく、製造品、農産物、サービス、知識の生産を中心とした、相互に結びついたコミュニティの集合体である。

貿易政策が生産経済を優遇するようにすれば、大統領の掲げる「米国を再び偉大に」 という目標の達成に役立つでしょう。

なぜか?理由は簡単である。

生産経済は高賃金経済だからである。製造業の賃金は、およそ 10%の賃金プレミアムがある。しかし、米国の産業空洞化が進むにつれ、製造業の中心的な生産職の賃金プレミアムは低下した

国内総生産(GDP)に貢献する製造業の割合を増やすことで、賃金を引き上げ、活力と安定性のある中流階級が存在する国へと米国を復興させることができる。

生産経済は、すべての人に雇用を生み出す。貿易政策は、労働者や産業を互いに競合させる必要はない。

製造業は、サービス産業を含む、経済全体に利益をもたらす正の波及効果で知られる産業であるからだ。サービス業を含む、経済全体に利益をもたらす波及効果で知られる分野である。ある研究では、地域社会で製造業の雇用が1つ増えるごとに、他の分野で1.6の雇用が創出されることが分かっている。また、農業関連の雇用、つまり人間の生命維持に不可欠な食料を生産する仕事は、米国の全雇用のおよそ10.4パーセントを占めている。

生産経済はイノベーションの促進にもつながる。

2003 年から 2017 年の間に、米国の多国籍企業による中国での研究開発 (R&D) 支出 は年平均 13.6%の割合で増加しているのに対し、米国の多国籍企業による米国での研究 開発投資は年平均わずか 5%の増加にとどまっている。

製造業の国内回帰を促すインセンティブを創出するための貿易政策手段を展開すれば、この憂慮すべき傾向を覆し米国の技術的優位性を促進することができるだろう。

生産経済は、わが国の国防の重要な要素である。

米国は、第二次世界大戦に勝利することができたが、それは米国の工業力が強大であったからである。しかし、わが国の製造基盤は衰退してしまった。

第二次世界大戦前の 20 年間、米国の航空機生産は 1 万 4000 機以下であったが、1944年には年間 9 万 6000 機を生産していた。 それと比較すると、今日、米国は軍が敵対国を抑止するために必要としていると主張する 36 万発の砲弾の約 3 分の 1 にすぎない。

貿易政策は、国防産業基盤の強化に役立つ。

この憂慮すべき傾向を変えるには、次の 3 つの目標を達成するために戦略的に調整された貿易政策が必要である。

すなわち、製造業の国内総生産(GDP)に占める割合の増加、実質中間世帯所得の増加、そして貿易赤字の縮小である。

Q 相互関税について多くの国に対しては 90 日間停止する一方で、中国に対しては、極め て高率の追加関税を維持していますが、なぜ中国を問題視するのでしょうか?

A

【国交樹立、WTO 加盟以来の対中楽観論の消失】

○米国の中国に対する強硬姿勢というのは、トランプ新政権に限ったものではなく、オバマ 政権末期から始まり、第一次トランプ政権時に本格的な具体化が始まって、バイデン政権 下でそれが更に進展しました。政府だけでなく、議会も超党派で中国対抗の法案を提出し 成立させてきています。

軍事、政治、経済、基本的価値観等全般にわたる複合的な要因が一体となって、危機感が醸成されていると考えられます。包括的な形でそれをまとめたのが第一次トランプ政権時のペンス副大統領の演説で、「1972年の国交樹立、WTO加盟以来の対中楽観論による過去の政権が抱いた希望は消え去った」とし、様々な観点からの対中認識・批判の「集大成」となっています(トランプ新政権のルビオ国務長官も公聴会等でほぼ同様の対中認識を示しています)。

2015年に、長く米政府や著名シンクタンク等で中国との関係強化に携わってきたマイケル・ピルズベリーが、『米中百年マラソン』を発刊し、対中認識の誤りを指摘し対中政策の転換を呼びかけたことは大きなインパクトをもたらしましたが、ペンス演説はその趣旨内容を政策上のものに位置付けたという点でエポックメイキングなものでした。

【中国のWTO加盟の際の想定に著しく反する諸問題 一西側諸国の共通認識】

- ○関税に関連する点としては、やはり、「西側の WTO に組み入れ、市場経済の基づく公正 な経済ルールの下で経済発展を助ければ、政治面でも民主化が進むであろう」という期待 が裏切られたという点が最大の要因としてあると思われます。指摘される点をまとめて みると概略次のようになるかと思います。
 - ① WTO は市場経済に基づく経済秩序を前提としているが、習近平政権が 2013 年に発足し、直後に国家資本主義と国営企業優先の方針を打ち出し、非市場経済体制を維持していること(改革開放路線も転換)。
 - ② 大量の補助金によって、中国企業の国際競争力を高め、外国企業の買収も進めたこと。
 - ③ 世界第2位の経済大国になったにもかからず、「途上国地位」を、その定義が曖昧で自己申告であることを利用して維持し続けていること。それによって、「特別かつ異なる待遇(S&DT)」との優遇措置を享受していること(市場アクセスの優遇等)。
 - ④ 自らは WTO ルールの原則に反しながら、その輸出については、WTO 加盟国に対して無条件かつ即座に与えられる<u>最恵国待遇(MFN)を享受</u>しているなど、WTO ルールにフリーライドしていること。
 - ⑤ 過剰生産した製品を廉価に大量輸出し、相手国の産業に多大な影響を与えていること。
 - ⑥ 合法、非合法の技術取得・移転促進を行っていること。
 - ⑦ GATT 第 21 条の安全保障例外を援用し、その規制、政策を正当化していること。
 - ⑧ 最近では、戦狼外交と経済的威圧を繰り返し、不当な輸出入制限を行っていること。
- ○これらの中国の問題は、第一次トランプ政権時も含めて西側諸国の共通認識として、マルチ、バイの場で対応策が検討されてきましたが、確たる成果が得られないまま現在に至っています(ただ、EU は、不当な補助金による輸出、入札参加について規制を可能にする

規則を施行したほか、経済的威圧に対抗する規則も独自に制定しています)。

なお、WTO の上級委員会が機能不全に陥っていることを受け、一部の加盟国は、WTO の紛争解決の枠組みの外で、「多数国間暫定上訴仲裁アレンジメント」という仕組みを立ち上げ、有志国間で紛争解決の審理を行うことを可能にしました。しかしこれは、あくまで上級員会の機能不全を受けた暫定的な代替措置であり、中国の扱いを解決するものではありません。

【米国の製造基盤の弱体化は安全保障の危機に直結】

○このように推移してきた結果、中国が製造業で優位性を増す一方、米国の製造業は空洞化 し、軍事に直結する鉄鋼・アルミ、半導体、造船でさえ、製造基盤が危うくなってしまっ ているというのが現状です。

他方、中国は、高度に発達した製造業を軍民融合政策で活用することによって AI 兵器、次世代戦略兵器(極超音速兵器等)を劇的に進歩させ、電子戦、宇宙戦、サイバー戦等の世界で米国を凌駕する勢いであり、(米国が米露間の INS 条約に縛られて作れなかった)中距離弾道ミサイルを大量配備し、空母を含む艦船を多くの造船所で量産しています。

これらによって、有事の際に米軍の介入を阻止する「接近阻止・領域拒否」戦略が有効 になる可能性が否定できなくなっています。

8年前の2017年に定められた中国の軍民融合戦略での次の目標が、現実のものになるかも知れず、米国としては、製造業の劣化により、安全保障面での優位性が低下してきていることに、非常な危機感を有しているわけです。

「軍民融合発展の推進に力を入れ、<u>科学技術・経済・軍事において機先を制して有利な</u> 地位を占め、将来の戦争の主導権を奪取する」

【中国固有の課題 ―WTO 上の問題是正、製造基盤の米国シフト、戦略上の敵対者抑止】

○このような中国の WTO 上の問題と、製造業の空洞化(安全保障面でも危機に直結)、それによる貿易赤字の拡大等を念頭に、これに対処するための方策として、極めて高い関税を中国に課したという流れだと思われます。

もちろん、現在課している税率をそのまま維持するつもりはないでしょうが、これをテコにして交渉に持ち込み、WTO上の問題の解決と貿易赤字の縮小、戦略上の敵対者・地政学的ライバルである中国の製造業基盤の米国へのシフト、相対的弱体化を指向しているのではないかと思われます。

○トランプ新政権の全方位的な相互関税としての高率の関税賦課の方針とその一時停止とは、かなり手荒ながら、貿易赤字の縮小と非関税障壁解決のためのディールに持ち込むためのものという事情が、ベッセント財務長官の発言等からわかってきました。

他方、中国に対して貿易停止に等しい高関税を維持しているのは、貿易赤字の縮小に加えて、WTO 上の問題の解決と、戦略上の敵対者・地政学的ライバルである中国を抑止す

る観点とがあり、かなりハードルが高い交渉になるためではないでしょうか。

○産業界とすると、WTO上の中国の問題に対処するための政策、規制がない以上、安全保障上の影響を顧慮することなく、製造基盤、研究開発機能を中国に移転してサプライチェーンを構築するということは、経済合理性に立ったものだったと思われます。他方で、中国のWTO上の問題はいつかは抜本的に改革・是正されるべきことは西側諸国共通の課題であることは間違いないなく、米国の安全保障上の抑止力が脆弱になってしまうことは由々しき事態である以上、その是正過程でビジネス上の混乱を伴い、従来のままというわけにはいかない局面も出てくることは想定されるところではあります。

今回のトランプ新政権では、中国の WTO 上の問題を抜本的に解決し、公正で均衡のとれた貿易関係を実現することを一つの大きな課題として指向し、極めて強引ではあっても貿易を止めるほどの高関税を課して交渉に持ち込もうとしている、というのが現在の局面ではないかと思われます。

全地域に向けた相互関税方針の混乱と副作用を極力早期に収拾しつつ、今後交渉が早期に進み、中国のWTO上の問題も概ね是正されて公正で均衡のとれた世界貿易秩序が再構築され、米国の安全保障上の抑止力が堅持できる程度の秩序が構築されることを期待したいところです。

- ○現在、中国に対する関税関連の動きとしては、
 - ・相互関税/小口商品の免税撤廃/迂回輸入規制厳格化
 - ・フェンタニル関連

が既に発動、顕在化していますが、WTO関連の大きなテーマとしては、

- ・恒久的正常貿易関係(PNTR)を撤回(最恵国待遇撤回+中国向け高関税)
- ・ 途上国地位の剥奪

が今後出てくるものと考えられます。

Q 恒久的正常貿易関係 (PNTR) を撤回というのは、どういうことでしょうか?

Α

【米国が中国の WTO 加盟促進のために「恒久的正常貿易関係」を先行して認めた経緯】

○中国の WTO 加盟以前には、米国では法律で、中国に対して最恵国待遇を付与するために、毎年、大統領が中国の人権状況などを評価し、議会の承認を得る必要がありました。しかし、中国の WTO 加盟を促進し、両国間の貿易関係を安定させるため、2000 年に米国議会は中国に対する「恒久的正常貿易関係」(PNTR=最恵国待遇と同様、最も低い税率を適用)を恒久的に付与する法案を可決しました。

このように、米国が積極的に支援し、加入のための環境を整備したことにより、2001年に中国のWTO 加盟が実現したわけです。

しかしその後の経過は、前述の通りの WTO の趣旨に反する中国の行動によって米国のみならず世界の貿易秩序が不公正で不均衡なものになっている現実に接すれば、米国としては、言わば「恩を仇で返された」という受け止め方になっていると思われます。

【トランプ新政権で「中国との恒久的正常貿易関係に関する立法案の評価、変更」提起 一米議会も PNTR 撤回+対中高関税法案】

- ○そこで、トランプ新政権の「アメリカ・ファースト政策」の中に、「中国との恒久的正常 貿易関係に関する立法案の評価、変更案」という項目が盛り込まれています。
 - この立法案というは、下院の「公正な貿易回復法案」というもので、中国との恒久的正常貿易関係(PNTR)を撤回し、高関税を課すというものです。
- ○もともと、米国議会では、中国との恒久的正常貿易関係(PNTR)を廃止すべきことが繰り返し提言されてきました。超党派のUSCC(米中経済・安全保障調査委員会)の2022年及び2024年の年次報告書の重要提言として位置づけられています。

USCC2024 年版年次報告書の提言では、次のように書かれています。

- 18. 連邦議会は中国に対する恒久的正常貿易関係(PNTR)を廃止する。PNTR の地位により、中国は知的財産の窃盗や市場操作などの行為を行っているにもかかわらず、米国の同盟国と同じ貿易条件の恩恵を受けることができる。PNTR を廃止すれば、中国の貿易慣行に対する年次レビューを再び導入し、米国が不公正な貿易行動に対処するための影響力を強めることができる。この動きは、米国の産業と労働者を経済的強制から守ることを目的とした、より積極的な通商政策への転換を意味する。
- ○このような提言も踏まえて、「公正な貿易回復法案」が昨24年11月に提出されていましたが、バイデン政権下では成立見込み薄いと受けとめられ、廃案となっていました。しかし、トランプ新政権が上記のように評価・変更案を検討することとなったため、1月23日に下院中国特別委委員長らが超党派で、同一内容で再提出したものです。上院でも同様の法案が提出されています。

https://selectcommitteeontheccp.house.gov/media/press-releases/moolenaar-introduces-first-bipartisan-bill-revoke-chinas-permanent-normal

- ○内容としては、次のようになっています。
 - ・中国に対する PNTR を撤回し、中国に対する新たな関税欄を設ける。
 - ・中国からの非戦略的品目の輸入に最低35%、戦略的品目に最低100%の関税率を課す。 ※「戦略的品目」は、バイデン政権の先進技術製品リストと中国の「中国製造2025」 計画に基づいて指定。
 - ・新しい関税率は1年目に10%、2年目に25%、4年目50%、5年目に100%と段階的に引き上げる。
 - ・対象国(中国を含む)に対するデミニミス待遇を終了し、その他のデミニミス貨物については通関業者の介在を義務付ける。

○同法案が通れば、中国の途上国地位も実質的に認められないことになります。

【USTR による恒久的正常貿易関係の評価概要】

○ホワイトハウスは、4月3日に「アメリカ・ファースト政策」に関する各省庁からの評価・ 提言についての報告概要を公表していますが、そこでは、数字を用いて問題を指摘してい ます。ただ、どのような方向性の提言になっているかは非公開で触れられていません。

第15章 恒久的正常貿易関係の評価(AFTP 第3条(d))

中国は 2000 年に米国との恒久的正常貿易関係 (PNTR) を締結した後、国家主導の資本投資と補助金、産業の過剰生産能力、緩い労働基準と環境基準、強制的な技術移転政策、そして数え切れないほどの保護主義的措置を駆使し、米国経済の開放性を最大限に活用してきました。米国の中国からの物品輸入は、2000 年の 1,000 億ドルから 2024年には 4,639億ドルに増加し、米国の対中物品貿易赤字は 2000年の 838億ドルから 2024年には 2,954億ドルに膨れ上がりました。PNTR 締結から 20年以上が経過した現在も、中国は依然として非市場経済体制を維持しています。USTR は PNTR に関連する法案を慎重に検討し、大統領に適切な助言を行いました。

中国の鉱物資源禁輸に関する米国の対応

Q 中国は米国への対抗措置として、鉱物資源の禁輸を打ち出しており、半導体や軍事品 目の製造にも使われているため、影響は小さくないと思われますが、米政府はどのように 反応、対応しているのでしょうか?

Α

【輸出管理法の立法趣旨の重要な柱は戦略的重要資源の輸出規制】

○中国は以前から、「戦略的重要稀少資源」の規制を指向していました。

中国輸出管理法は、2015年から商務部において立法作業が始まりましたが、立法趣旨として、「国際的義務の履行」(WAのような国際輸出管理レジーム準拠)と並ぶ柱として、「戦略的重要稀少資源」の規制がありました。

これは、当時、日本の尖閣諸島国有化を受けて、レアアースの禁輸を行いましたが、WTOに提訴された結果、中国は敗訴しました。その際の規制理由が「環境保護」だったのですが、安全保障に関する輸出管理規制である輸出管理法であれば、WTOの「安全保障例外」(GATT 第 21 条)により輸出規制を正当化できるという狙いがあったと考えられます。

【23年8月以降、対米対抗手段として本格的に鉱物資源輸出規制開始】

○輸出管理法に基づく実際の発動としては、23 年 8 月に施行されたガリウム、ゲルマニウム関連品目の輸出管理規制が初めとなります。太陽光パネルやレーザー、暗視ゴーグル、コンピューター向け半導体、軍事用レーダー等幅広い製品用途があります。

その際、中国商務省の元次官は、中国政府の半導体素材の輸出管理措置は「始まりに過ぎず」「半導体素材の輸出規制はよく考えられた重い一撃だった」と述べていましたが、 実際、その後続々と、鉱物資源を規制対象に加えています。

黒鉛及びその関連品目 (23.12.1~)、アンチモン及び超硬材料関連品目等 (24.9.15~)、タングステン、モリブデン等のレアメタル 5 種と関連技術データ(25.2.4~) が対象となりましたが、技術についても別途の対外貿易法下の法令である「輸出禁止・輸出制限技術リスト」に、レアアースの抽出・分離の加工技術、レアアース磁石の製造技術、レアアースの採掘・精錬等の技術、電池正極材料の調整技術、金属ガリウムの抽出技術・プロセスなどを、輸出禁止又は制限対象に加えています。

○最近では、米国の高関税に対抗して、防衛やエネルギー、自動車などの産業で使われる中・ 重希土類7種のレアアース関連品目(サマリウム、ガドリニウム、テルビウム、ジスプロ シウム、ルテチウム、スカンジウム、イットリウムの金属、合金、化合物、混合物などが 対象)を、4月4日から輸出管理対象に加え即日実施しました(全世界向け)。禁輸では ないものの、実質上凍結状態とも報じられています。

【12月3日の包括的対米報復規制対象は、鉱物資源を含有・使用した製品にも 一実質的な再輸出規制的運用で、日本からの製品輸出にも制約】

○そして、昨年12月3日の対米報復措置に見られるように、米国企業に対する禁輸措置を 打ち出していますが、問題は、対米向け禁輸と言いながら、中国輸出管理法で規定された 再輸出規制に近い実質的運用によって、鉱物資源を含む中国原産品を含有、使用して中国 以外の国で製造した製品の輸出も、規制対象にしつつあることです。

同規制のポイントは以下の通りです。

「関連両用品目の米国に対する輸出管理強化に関する公告」(2024.12.3)

- ① 米国の軍事ユーザー向け又は軍事用途のデュアルユース貨物の輸出を禁止。
- ② 両用品目のうち、ガリウム、ゲルマニウム、アンチモン、超硬材料関連のデュアルユース貨物の米国向けの輸出は原則として不許可。
- ③ 黒鉛デュアルユース貨物の米国向けの輸出については、より厳格な最終需要者及び 用途審査を実施。
- ●いかなる国・地域の組織・個人であっても、上記規定に違反し、中国原産の関連両 用品目を移転・提供した場合、法に基づいて法的責任を追及する。

即ち、

- ① 米国の防衛関連企業には中国原産の両用品はすべて輸出禁止、
- ② ガリウム等の鉱物資源関連両用品目の対米輸出も原則不許可

- ③ 中国原産の関連両用品目は、世界どの国の企業等も対米輸出禁止(不許可)ということです。
- ○当初、再輸出規制対象の3類型(デミニミス・ルール=一定の中国原産品を価額ベースで一定割合以上含む/直接製品ルール=一定の中国原産技術・ソフトを使って中国以外で製造された製品又はその装置から直接製造された製品等/中国原産品そのもの)の内の中国原産品そのものを念頭に置いた措置かと思われました(前二者のルールは未公表だったため)。しかし、実務的な手続きガイドライン(「両用品目輸出許可申請表作成ガイドライン」)で通常は非該当だが、輸出管理法で規定する「国家の安全と利益に危害を及ぼす場合」は、それら鉱物資源を含有、使用する製品は規制対象とするとされています(例:「ガリウム化合物を含有するデバイス又は素材」「テルル化カドミウム、テルル化亜鉛で製造した太陽エネルギーユニット」等)。
 - ◎中国両用品目輸出許可申請表作成ガイドラインの公表等について (2025.4.2) https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250402.pdf
- ○輸出管理法で規定する「国家の安全と利益に危害を及ぼす場合」とは、「輸出管理規制ユーザーリスト」の掲載者であり、反外国制裁法の制裁者や信頼できないエンティティリスト掲載者も実質含まれてきますが、リスト掲載されていなくても、前掲の12月3日の米国に対する包括的な輸出管理強化措置のようなエンドユース・エンドユーザー規制のように、「国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため」との理由による規制であることから、上記ガイダンスの考え方が適用されてくると思われます。
- ○実際、例えば中国の黒鉛を使った電池など、中国側から米国の防衛関連分野・企業に輸出 しないことの誓約書を求められる例もあります。

【4月4日に規制追加した重希土類7種でも同様の運用】

○また、中国商務部は、4月4日に中・重希土類7種をリスト規制に追加したことに伴い、その運用について QAを4月21日に公表しています(上記のような対米対抗措置ではない一般的運用として)。概要は次のようになっていますが、示された事例をみると、僅かでも含有していれば規制対象となるとされています(0.5%、0.15%等)

https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html

- ① 公告で指定された合金、ターゲット材等の物品については、指定された元素のみを含む合金、ターゲット材だけでなく、指定された元素と指定されていない元素を同時に含む合金、ターゲット材も規制対象となる。
- ② 「混合物」とは、規制対象物の単純な物理的混合物を指し、固定された化学式、組成、性質を有せず、各成分が化学反応を起こさず、元の性質を保持しているものをいう。
- ③ 永久磁石材料をさらに単純加工して製造された一次加工製品(板、板状、環状など)および関連する磁気部品は規制対象に該当し、磁石、磁気リング、磁石など複数の名

称を含む可能性があります。一方、さらに高度な加工を経て製造された電子部品(モーターなど)または電子製品(スピーカー、ヘッドホンなど)は規制対象外です。

【再輸出規制は国際法違反であり、中国原産鉱物資源を僅かでも含有・使用していれば規制 対象との運用は極めて問題。米国でも行っていない】

○中国は、米国の対中規制・制裁をよく研究し、それと同様の規制・制裁の枠組みを整備して発動していますが、再輸出規制も整備しました。しかし、再輸出規制は国際法違反ですし(日本もそう位置付けています)、そもそも中国も米国の再輸出規制を批判し、域外適用に従うことを禁じる法令(外国の法律及び措置の不当な域外適用阻止弁法)を出していたはずですし、その米国であっても鉱物資源を含有・使用した製品を再輸出規制対象にするなどということはやっていません。

しかも、デミニミス・ルールを示さないままに運用していますので、実質的に「僅かでも含有・使用していれば規制対象」という極めて異例のものとなっています。

中国がその資源、製品に他国を依存させ、それを含有・使用して中国以外で製造した製品の第三国への輸出も規制対象とし、国際サプライチェーンを影響下に置こうとする構図になりつつあります。輸出管理法の草案段階から懸念していた通りに、中国の貿易・投資環境を悪化させる事態となりつつあります。

【中国はレアアース管理を集権化し、国際流通実態を把握する仕組み構築】

○中国はレアアース管理条例を施行し(24.10.1)、レアアース製品の全プロセスの追跡管理システムを構築し、国内レアアース産業全体を厳格な管理下に置きました(総量規制と中央集権化)。そして、輸出許可証取得義務化に続き(統計目的)、レアアース 73 項目の輸出報告を義務化し(23.10.31)、契約内容、数量、積荷データ、到着地等を報告義務化しました。これらの一連の措置によって、不正輸出を防ぎ、中国のレアアースの国際流通実態を把握することを可能にしました。

地政学的対立の中で、これらのデータが、レアアースを使った禁輸等の規制に活用される可能性があると思われます。

【米国は、中国へのレアアース精製委託も関税面で不利に】

○なお、レアーアースについては、輸出だけでなく、関税面での制約も生じてきています。 中国は世界のレアアース精製能力の約 85-90%を握っています (精製技術や環境規制の面で有利)。対照的に、米国には重希土類を商業規模で精製する能力はほとんどなく、米国内で採掘されたレアアース鉱物でさえ、その多くが中国に送られ精製されています。これは、米国がなどの面で中国に後れを取っているためです。

国防分野でも、F-35 戦闘機、ミサイル誘導システム、レーザー照準技術などに使用される永久磁石に必要な重希土類のほぼ 100%を中国で精製されたものに依存しています

(諸報道による)。

○米国は重要鉱物の輸入は関税引き上げの適用除外としていますが、中国へ委託精製のために輸出する段階で 84%の関税がかけられるため、コストが極めて大きくなってしまいます。

米国にとって、中・重希土類の輸入が止まり、米国内で採掘されたものの委託精製も困難となるとすると、対応が急がれることになります。

○なお、米国の大手レアアース生産者 MP マテリアルズは、4月17日に中国へのレアアース輸出を停止したと発表しました。同社はレアアース精鉱を生産し、中国の協力企業に販売していましたが、「125%の関税下で販売することは商業的に合理的でない」「米国の国益に合致しない」とし、今後も精鉱生産を継続し備蓄していく一方で、米国内での加工強化やレアアース磁石工場の量産立ち上げを進め、新たなサプライチェーン構築を図るとしているとのことです(鉄鋼新聞 25.4.21)。

【ホワイトハウスのファクトシートでは中国依存・規制に強い懸念】

- ○さて、米国が中国側のレアアース等の鉱物資源輸出規制や、12月3日の包括的対米報復 措置に対して、反応、対応しているかですが、
 - ①ホワイトハウスが3月20日公表したファクトシートによれば、重要鉱物は戦闘機、衛星、潜水艦、スマート爆弾、ミサイル誘導システムの主要部品のため、米国の軍事的即応性にとって不可欠なこと、米国は少なくとも15の重要鉱物で100%輸入に依存しており、中でもレアアース輸入の70%は中国からの輸入のほか、中国、イラン、ロシアが複数の鉱物で大規模な鉱床を有するなど、敵対的な外国の鉱物生産への依存によって深刻な脅威にさらされているとのことです。(JETRO ビジネス短信25.3.24)。
 - ②また、4月15日に公表したファクトシートでは、中国が昨年12月3日に発動したガリウム、ゲルマニウム、アンチモンなどの対米輸出を規制したことにも触れて、外国の生産者が価格の操作や、過剰生産、輸出規制などの形でその独占力を、米国に対する地政学的また経済的なレバレッジとして利用していると懸念を表明しています(JETROビジネス短信25.4.16)。

【米国での重要鉱物確保に向けた最近の動向】

- ○トランプ新政権下の動きとしては、次のようなものがあります。
 - ① 国内での鉱物生産能力を増強する大統領令に署名(25.3.20)

これは、国内での重要鉱物やレアアースを加工するための資金調達、融資、その他の 投資支援を提供する取り組みの一環として、「国防生産法(DPA)」を活用するととも に(マスクの増産でも活用)、米国際開発金融公社(DFC)が国防総省と協力し、新 たな鉱物生産プロジェクトへの融資を行うというものです。また、掘削や加工プロジェ クトの許可を迅速化するほか、内務省に連邦所有地での鉱物生産を優先させることも 指示しています (ブルームバーグ 25.3.21)

② 1962 年通商拡大法 232 条に基づき、重要鉱物などの輸入が米国の国家安全保障に及 ぼす影響を判断するための調査開始を指示する大統領令に署名(25.4.15)

商務長官は大統領令が発表された日から 270 日以内に調査を完了し、米国の国家安全保障に脅威を及ぼすか否かの判断や、追加関税などの措置の提言を含めた報告書を大統領に提出するとされています。

対象となる得る重要鉱物としては、次のものが挙げられています。

- ・<u>重要鉱物</u>:米国地質研究所(USGC)が公表する重要鉱物リストに掲載の物質とウラン。(※リチウム、コバルト、ニッケル、亜鉛、スズ、プラチナ等)
- ・<u>レアアース</u>:エネルギー省が 2020 年 4 月の「重要鉱物レアアースサプライチェーン」で特定した 17 種類。
- ・<u>重要鉱物の加工品</u>:鉱山から採掘された鉱石が金属、金属粉末、またはマスター合金 に変換されるまでの加工を経たもの。
- ・<u>派生品</u>:加工された重要鉱物を原材料として含む全ての製品。半製品(半導体ウエハー、陽極、陰極など)と最終製品(永久磁石、モーター、電気自動車、電池、スマートフォン、マイクロプロセッサー、レーダーシステム、風力タービンとその部品、高度な光学機器など)も含む。

(JETRO ビジネス短信 25.4.16)。

- ③ 深海での重要鉱物の備蓄を可能にするための大統領令に署名する方向との報道
 - ・FT は、トランプ政権が太平洋の深海での重要鉱物の備蓄を可能にするための大統領令に署名する方向で起草作業を進めていると報じました。中国との対立で金属やレアアースの輸入が制限された可能性がある場合に備えて「米国領土内に将来使うことが可能となる大量の備蓄を用意する」ことになるとし、米国法に基づいた深海での採掘申請を迅速に進め、陸上での処理能力を高めるための対策の一環と位置付けることが検討されているとのことです(ロイター25.4.14)。
- ○なお、もともと米国防総省は 2020 年以降、国内のレアアース供給網整備に取り組んできており、採鉱から磁石製造まで、国防需要を満たす持続可能な供給網を 2027 年までに確立するとの目標を掲げています。

そういう中で、米国最大のレアアース鉱山会社の MP マテリアルズ、新興企業で革新的な技術等が注目されるフェニックス・テーリングス、USAレアアース、アルタ・リソーステクノロジーズなどが中国依存低下に向けて注目すべき成果を挙げつつあると報じられています(CNN25.4.17 他)

対外投資を含む投資規制の包括的見直し

Q バイデン政権末期の1月に対中投資規制(対外投資規制として)が打ち出され、施行は5月としてトランプ新政権のレビューに委ねましたが、再検討状況はどうなっているでしょうか?

Α

【バイデン政権末期の対中投資規制概要】

- ○対外投資規制としての対中投資規制については、バイデン政権期に米議会での規制の動きが様々ありましたが、結局法案としてはまとまらず、大統領令による規則による規制に委ねることになりました。23 年 8 月の大統領令に基づき何度かの規則案のパブコメ募集を経て、本年 1 月 2 日に、対中投資規制プログラムに関する最終規則が施行されました。ただ、多くの条項の施行は 5 月とされ、トランプ新政権下でのレビューに委ねられてました。
- ○その概要は、以下のようになります。
 - ○<u>規制対象技術・製品</u>⇒半導体、マイクロエレクトロニクス、量子情報技術、人工知能の分野の機微なもので、懸念国の軍事、諜報、監視、サイバー対応能力にとって重大なもの
 - ○<u>規制投資取引の種類</u>⇒持分の取得・転換、グリーンフィールド投資その他の拡張投資、合弁、非米国人によるプール型投資ファンドにおける LP 投資等
 - ○規制投資先⇒中国・香港・マカオの企業・団体・人
 - ○禁止取引と事前通知義務取引の2類型
 - ⇒禁止対象は、電子設計自動化ソフト・半導体製造装置の開発、先端 IC の設計・製造・パッケージング、スパコンの実装・販売/量子コンピューターの製造、一部の量子センサーの開発、量子ネットワーキング・通信システム、特定の AI システム関連取引
 - ○規制対象投資者
 - ・米国企業・団体・人(US.Person)
 - ○米国企業等なら禁止される行為の、
 - ・米国企業等の支配下にある外国企業等による禁止・防止義務
 - ・非米国企業等への指示の禁止

【トランプ新政権下での「米国第一の投資方針」公表 一より包括的な内容】

○トランプ新政権下では、発足と同時に公表された1月20日の「アメリカ・ファースト政策」の中では、「対懸念国投資規制の最終規則が十分かの評価」を行い提言すべきことが所管官庁に指示されました。それを踏まえて、2月21日に「米国第一の投資方針」の大

統領覚書が公表されました。

- ○同覚書では、大枠として、次の点でバイデン政権下の最終規則とは異なっています。
 - ・対中国に限定せず、「敵対的な外国勢力」による「資本・技術・知識の搾取を制限する 新たなルールを確立し、米国の利益に資する投資のみを許可する」との方針。 (敵対的外国勢力には、ロシアも含まれる)
 - ・対外投資規制だけでなく、対内投資規制、上場企業の監査等強化、同盟国からの投資促 進など、包括的な内容に。
- ○主な内容は、次のようなものです。

現在、この方針に基づき政府内で具体案を検討中です。

項目	概要
CFIUS の権限強化	■規制対象⇒先端技術、重要インフラ、医療、農業、エネル
	ギー、天然資源等への投資
	■新規投資(グリーンフィールド投資)も対象に
	■機密施設周辺の農地や不動産への投資も対象に
	※外国企業・個人が所有する米国の農地は約 4300 万エー
	カー(全米の土地の約 2%)。中国は 27 州で 35 万エー
	カー以上を所有。
審査の厳格化	■米国の証券取引所に上場する外国企業の監査強化
	※外国企業説明責任法(HFCAA)の基準
	①監査情報 2 年間不開示で上場廃止
	②外国政府(中国共産党を含む)の支配・管理下にない
	■企業の所有実態の調査
	■詐欺や不正行為の有無を調査し、米国年金基金を保護
中国に関する投資制限	■対中投資への監視強化
	・国家的軍民融合企業への投資停止
	・半導体、AI、量子技術、バイオテクノロジー、航空宇宙
	等の分野の規制拡大を検討
	・年金、大学基金を含めた投資家による未公開株やベンチ
	ャーへの投資の規制も検討
同盟国からの投資促進	■指定された同盟国・パートナーからの投資を迅速に審査す
	る「ファストトラック」を導入
	・中国等の略奪的投資や技術買収からの距離や独立性が確
	認できれば審査を緩和
	・安保審査や環境評価を簡素化・迅速化(10億ドル以上
	の投資の環境評価迅速化等)
	■政府のリソースを同盟国からの投資促進に優先的に活用

Q これまで、対内投資規制については、2018 年に制定された外国投資審査現代化 (FIRRMA) に基づき強化されてきましたが、対中国の対外投資規制まで行われることに なった背景は何なのでしょうか?

Α

【対中投資規制が導入された背景 一米国ファンド、企業の中国向け AI 投資の方が大きい。 Entity List 掲載企業にまで投資】

- ○米国での対内投資規制については、2018年に制定された外国投資審査現代化(FIRRMA) に基づき強化されてきています。
- ○対中国の対外投資規制の必要性については、2020 年頃から米議会の中で関心が高まりました。米議会の超党派の USCC (米中経済・安全保障調査委員会)の 2021 年版年次報告書では、次のような問題意識が提起され、「重要サプライチェーンや生産能力の中国への移転規制の立法化」が提言されました。
 - ○中国政府は国益に合致する場合にのみ、中国市場への外国企業及び投資家の参入を認めている。つまり、中国における名目上の金融"開放"とは、現実には、国家の資本市場管理の強化や中国政府の国家発展目標の実現化に向けて、外国資本を割り振ることを目的とした入念に管理されたプロセスである。
 - ○米国の規制は、中国市場における米国投資家の根強い関心や国際資金フローの誘導を左右する規制を受けない投資指数の並外れた影響力によってより一段と制限される。投資指数に取り込まれる中国証券の大幅な増加を受けて、米国投資家配分が自動的に中国企業に流れ込むようになっている。
- ○米国投資家による対中投資実態についても、様々な問題事例が明らかになってきました。

■WSJ 報道(2021.11.12)

・2017 年から 20 年にかけ、米国の VC や半導体大手、個人投資家等が中国の半導体業界対象の投資案件 58 件に参加。それまでの 4 年間に比べ倍増以上(大手半導体企業による中国の半導体設計企業への出資も含まれる)。

■米ジョージタウン大学 **CSET** 調査(2023.2)

- ・2015 年~ 2021 年の間に、167 人の米国人投資家が401 件の投資取引に参加
- ・米国投資家が関与した取引の合計は、中国の AI 企業 251 社に 402 億ドルが投資。 ⇒中国の AI 企業が調達した 1100 億ドルの 37%相当。
- ・401 件の投資取引のうち、107 件 (27%) が米国の投資家のみからのもの。

【米議会の深刻な憂慮と規制法案の作成】

- ○このような問題提起、提言を受けて、上下院で法案提出や調査の動きが活発となりました。
 - ① 下院の米国競争法案(21年)で「国家重大能力委員会」創設規定

- ・これは、懸念国の全ての種類の投資が対象だったため、米政府、産業界とも反対。
- ② 米下院中国特別委が主要 VC、投資企業に対し対中投資の内容報告要求(23.7)
 - ・カリフォルニア州に本拠を置く4つの VC に対し、AI 、半導体、量子技術の分野で 投資先の社名や投資金額、提供した支援、企業と中国共産党の関係性等を報告するよ う要求。
 - ・米資産運用大手ブラックロックと米株価指数算出会社 MSCI について、懸念企業への投資を促進しているとして調査回答要求。
 - ・Entity List 掲載企業等に対する資金投資を問題視 ⇒各 VC の AI 関連投資の中国比率が、2~5 割
- ③ 下院超党派議員が、規制対象を限定する「国家重要能力防衛法案」改正案を提出(23.5)
- ④ 米上院が特定分野の対中投資の事前報告義務付ける「対外投資透明性法案」を可決 (23.7)
- ○輸出管理規制や対内投資規制では、AI、半導体、量子技術等の重要技術分野での規制が 行われる一方で、対外投資としては、大小の VC や大手半導体企業まで、研究開発や事業 化のために多くの資金を投じていることにより、輸出管理、対内投資管理の規制効果が著 しく損なわれているという問題意識が共有され、規制に向けた動きが活発となったわけ です。

問題提起されて 5 年目にして、やっと具体的な規制の枠組みが出来上がりつつあるという流れです。

○なお、3月3日に公表された「トランプ大統領の貿易政策アジェンダ」では、次のような データに言及がなされています。

「2003 年から 2017 年の間に、米国の多国籍企業による中国での研究開発(R&D)支出 は年平均 13.6%の割合で増加しているのに対し、米国の多国籍企業による米国での研究開発投資は年平均わずか 5%の増加にとどまっている。」

中国企業の上場廃止の動き再燃か?

Q 関税政策の関連で、中国企業の上場廃止も計画に含まれていると報じられています。 バイデン政権の下で米中の妥協がなされ収まったように思われますが、今回の動きは、ど のような文脈による動きなのでしょうか?

Α

【中国企業の上場廃止問題は第一次トランプ政権以来の課題】

○関税政策の関連で、中国企業の上場廃止も計画に含まれているという報道は、ベッセント 財務長官が Fox Business とのインタビューで、(米国での上場廃止も含めて) 中国企業に 対して考えられる措置について尋ねられた際、「全ての選択肢が議論の対象だ」と述べた ことを指しているかと思われます(WSJ25.4.16 付、ブルームバーグ同 4.17 付他)。

- ○米国での中国企業の上場廃止については、突然出てきた話ではなく、第一次トランプ政権 時代に大統領令で着手され、議会でも「外国企業説明責任法」(HFCAA) が 2020 年 12 月 に成立し、以下の規制が施行されました。
 - ①米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB) が監査できない状態が3年連続で続いた場合 (その後の改正で2年に短縮)、当該企業の証券取引を禁止する。
 - ② 外国政府(中国共産党を含む)の支配下にないことの立証義務を課す。
 - ③取締役会の中国共産党員の氏名開示を求める

同法に基づく規制の中で、中国政府側が妥協し、監査情報の米国当局によるチェックがな されるようになりました。

○同法は、中国共産党の支配下にある中国企業による資金調達を阻止する狙いもありましたが、統計を見ると増加傾向にあります。米中経済・安全保障調査委員会(USCC)のサイトによると、2025年3月7日現在、米国には286社の中国企業が上場しています。これらの企業の時価総額は合計で1兆1000億ドルです。2024年の初めには、265社で、時価総額は8480億ドルでした。2024年以降、48社の中国企業が米国の証券取引所に新規上場し、合計21億ドルの資金を調達したとあります。

https://www.uscc.gov/research/chinese-companies-listed-major-us-stock-exchanges

○なお、大統領令に基づく上場規制としては、第1次トランプ政権下で「中国軍に支配・管理下にある企業」の米国人・企業による証券売買・保有が禁止されましたが、地裁で敗訴したため、バイデン政権成立した後に、「軍産複合企業リスト (NS-CMIC リスト)」に衣替えし、そのリスト掲載者の証券売買(非上場も含む)を禁止しました。定義は、「防衛関連企業、監視技術企業、及びこれらの直接・間接の親会社・子会社」となっています。

この禁止効果は、単に米国市場だけでなく、香港市場、中国市場等の域外市場での直接 取引にも及びます。

【「アメリカ・ファースト政策」での上場企業の監査・調査強化方針とその背景】

○さて、トランプ新政権下での動きですが、「米国上場の中国企業への監視強化」は、1月20日の「アメリカ・ファースト政策」で指示された対中投資規則の見直しの流れの中で、2月21日にトランプ大統領から新たに指示された中国に関する投資規制方針である「米国第一の投資方針」覚書で挙げられている柱のひとつです。

同覚書は、中国を含む「外国敵対勢力」の関する対内投資規制、対外投資規制の方針を網羅するものですが、その中では、「米国の証券取引所に上場する外国企業の監査強化」も含まれています。具体的には、外国企業説明責任法の基準をクリアしているかどうか、企業の所有実態や詐欺・不正行為の有無の調査が挙げられています。

ベッセント財務長官の発言は、これらの政策方針を念頭に置いたものと思われます。

- ○もともと、中国企業の米国上場に関しては、以前より以下の潜在的問題点がありました。 上記の「アメリカ・ファースト政策」の投資関連の項目の「企業の所有実態」の調査と いうのは、これらの点を意味していると思われます。
 - ① 「VIE (変動持ち分事業体) スキーム」というケイマン諸島等を経由する変則的な迂回上場の仕組みとなっており、支配実態が必ずしも明確でないこと。

もともと中国企業が米国市場に上場することは中国においても禁止されていたはずですが、ケイマン諸島等で組織体を経由することによってクリアするという脱法的手法が編み出され、中国政府もそれを黙認したという経緯があります(後に一定の認知)。

他方、米国の投資家は、VIE スキームによる上場とは長く理解しておらず、上場企業の支配構造が不明確であるため不測の損害を被る恐れがあるいうことで、監査強化の動きの流れの中で、米当局が注意喚起し、上場申請する中国企業にも説明すべきことを求めた、ということがありました。

② 「中国共産党の支配下にない」との要件をクリアできるのか微妙であること。

民営企業に対する共産党の統制強化は 2020 年秋以降加速され、「新時代の民間経済統一戦線の強化に関する意見」(20年9月)、「中国共産党組織工作条例」(21年5月)により、民間企業を政治的統制下に置く方針が示されました。そして、23年4月には、従来の「党政分離」の大原則を転換し、国務院を共産党の支配下に置く大規模な機構改革が行われましたが、新設された中央社会工作部は上記方針を推進することが任務とされ、例えば全組織での党組織設置(外資企業含む)の方針も示されました。国家インターネット情報弁公室等の主導で、主要民間インフラ企業は党委員会と種類株で統制下に置かれる動きとになりました。

国家情報法や改正反スパイ法等で、国家安全部の工作活動への協力義務があることなども含め、中国企業が「中国共産党の支配下にない」と判断できるのか、米国政府の動向が注目されるところです。

(注) この点の関連ですが、日本の外為法の対内投資規制の一部改正(政省令改正)が4 月に行われましたが、そこでは、「外国政府との契約や、外国の法令に基づき、外国政 府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家」は「特定投資家」として、外 国政府等と同じく、事前届出免除が認められないことになりました(5月19日施行)。

【監査に関する米中間の潜在的な緊張要因 ―中国による外資系会計監査法人の排除】

○また、外国企業説明責任法に基づく監査に関連して、米中間では潜在的な緊張要因も生じています。

中国企業の会計監査については、欧米系の4大国際会計監査法人(EY、デロイト、PwC、KPMG)が担うことが少なくなかったのですが、23年初め以降、国家安全の観点から、中国政府主導でこれを排除して中国系に切り替えようする動きが出ていました。

中国政府が、国営企業にビッグ 4 監査法人の使用を段階的に廃止するよう要請し、一部の国有企業にいわゆる窓口案内を行い、ビッグ 4 の監査法人との契約を満了させるよう促したと報じられました(ブルームバーグ 23.2.23 付)。

また、中国財政省は23年3月に、破綻した中国華融資産管理の資産の質の評価で職務を怠ったとして、デロイトに北京事業を3カ月間の業務停止としました。北京事務所の違法所得の没収、さらに総額2億1190万4400元(約41億円)の罰金支払いの行政処分を決定しましたが、華融資産とその関連会社に対しては、合計で80万元(約1540万円)の罰金に留まり、会計事務所の責任をより重大なものとして問うた形になっていました。同処分により、今後3年間は、デロイト中国は、金融機関向けの会計監査業務に従事することを認められなくなりました。

続いて、24年9月にPwCの中国国内の主要部門であるPwC中天が、監査を担当した中国不動産開発大手、中国恒大集団の会計監査における不正に関与した疑いにより、6ヶ月間の業務停止処分と4億4100万元(約88億円)の罰金および違法所得没収が科されました。

華融にしても恒大集団にしても杜撰な経営をしていたところを、担当していた外資系 監査法人の責任を問う形での行政処分による業務停止も、ビック 4 の監査法人への依存 低下、排除に資する形になっています。

※一連の外国企業説明責任法の運用を巡る諸動向については、以下をご参照下さい。

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/60-20230119.pdf(p10 以下)

https://www.cistec.or.jp/service/uschina/66-20230427.pdf (p26 以下)

https://www.cistec.or.jp/journal/data/2301/06_tokusyuu02.pdf(川瀬憲司氏 CJ23. 1 号)

- ○このように、監査法人を中国・香港系に切り替える動きの顕在化により、米中間で次のような潜在的な緊張が生じ得ます。
 - ① 米国市場での上場企業の監査法人は、PCAOB(米国公開会社会計監督委員会)の登録が義務付けられているとしても、監査情報が信頼に足るものなのか、国家安全の観点から必要な情報の反映がなされていないことはないのかといった点の問題提起(これまでも米国上場の優良だったはずの中国企業が破綻したことがありました)
 - ② ビッグ 4 は、2021 年に中国の全顧客から合計 206 億元(30 億ドル)の収益を上げたといい(前掲ブルームバーグ)、欧米系監査法人が排除されることによる収益機会の減少。

【中国企業の上場廃止等による米中の金融的分離となった場合のインパクト】

○他方、このようなトランプ新政権側の新たな動きを受け、様々な反応が報じられています。 ゴールドマン・サックスの4月16日のレポートの推計は、次のように「極端なシナリオ」 下で米中間の金融的な分離が実現した場合の潜在的な影響の大きさを警告しています (ブルームバーグ25.4.17 付他)。

- ・米国投資家の中国株売却: 米国と中国の金融が完全に分離する「極端なシナリオ」では、 米国の投資家は保有する中国株約8000億ドル相当を売却せざるを得なくなる可能性が ある。これには、米国預託証券 (ADR)、香港上場株、中国本土のA株が含まれる。 (米機関投資家は現在、中国企業のADRを時価総額の26%に相当する250億ドル程 度保有している。)
- ・<u>市場の変動</u>:強制的な上場廃止は、ADRの価値を 9%、MSCI 中国指数の価値を 4%押し下げる可能性がある。
- ・中国投資家の米国資産売却: 同様のシナリオでは、中国の投資家も米国に保有する金融 資産約 1 兆 7000 億ドル相当を売却する必要が生じる可能性がある(内訳は株式が約 3700 億ドル、債券が約 1 兆 3000 億ドル)。

ロシア制裁に関するスタンス、動向

Q トランプ新政権では、ロシア寄りのスタンスが色濃く感じられ、ロシア制裁の緩和も 検討されているようですが、どういう状況なのでしょうか?

また、ロシアから中国を切り離すことを指向しているトランプ新政権としては、ロシアから中国が利益を得ている点は阻止する方向に動くのではないのでしょうか?

Α

○米国として迂回輸出・潜脱に中国が関与しているとして、米国でもその阻止向けた対応が G7合意により行われてきています。金融、エネルギー、貿易、サービス含めて幅広いで すが、現時点でこれらを実際に緩和する動きはみられません(米国のロシア・ウクライナ 和平提案で制裁の一部解除を認めるとの報道はあります)。

ロシア側がウクライナ停戦の条件として、送金手段である SWIFT の利用再開等を挙げていると報じられましたが、それだけ制裁としては効いている証左と思われます。

○トランプ大統領にロシアに対する宥和的姿勢の印象はありますが、トランプ新政権として、ロシア向け迂回輸出・制裁潜脱に関与する中国や中国企業に対しては厳しい姿勢が続いています。それが結果として、ロシアの利益を害し経済的に追い込むことになりますが、そこを慮るような様子は見られません。

以下の一連のロシア制裁では、中国・香港企業への制裁が非常に多くなっており、それらはトランプ新政権でも引き継がれています。

【中露間取引の大きな制約となった非米国金融機関に対する二次制裁適用】

○中露間の取引に大きな制約をもたらしたのは、2023 年 12 月に、「ロシアの外国での有害 活動制裁大統領令 14024 」による 2 次制裁を外国金融機関にも適用したことでした。 それまで、SDN リストに掲載されたロシア企業等と取引する非米国企業・団体・個人に対する広汎な 2 次制裁規定が頻繁に発動されてきましたが、これを、外国金融機関= 非米国金融機関に対する制裁 (2 次制裁) 規定が追加されました。

制裁内容は、ロシア経済の技術セクター・防衛セクター等で SDN 制裁された企業・人等との取引や、指定重要品目についてのロシアへの取引を実行・促進した場合に、コルレス口座の開設等の禁止、米国内資産凍結・SDN 掲載、同金融機関との取引禁止等です。事実上、ドル決済を行う金融機関としての活動は困難となるわけです。

しかも、通常、非米国企業に対する 2 次制裁の対象となる「著しい取引」だけでなく、「複数の取引」も規定されていますので、継続した取引は一切禁止となり、その取引への金融機関との関わりも一切許されない規定となっています(その取引の通貨がドル以外であっても対象となります)。

昨年 4 月に訪中したイエレン米財務長官は、中国の銀行と輸出企業に対しロシアの軍事力強化を手助けしないよう警告を発し、違反すれば重大な結果に直面すると強調しました。直ちに影響は出始め、それまで中露間の取引に関わっていた中国やトルコ等の金融機関は関わりを中止するようになりました。

ロシア制裁の効果についてはいろいろと議論がありますが、この制裁についてはかな り踏み込んだエポックメイキングなものと言われています。

【25年1月10日の包括的エネルギー制裁で「影の船団」とその支援企業も制裁】

- ○そして、米バイデン政権末期の1月10日に、「ロシアが戦争を遂行する上で最大の収入源となっているエネルギー部門に対する重要な制裁」として、「ロシアの石油生産と流通網の全ての段階に打撃を与えることを目的」とした制裁を、以下を対象に発動しました。効果的に実施されれば、ロシアは毎月数十億ドルの損失を被るとの見方を示しました(ロイター25.1.11 付他)。石油・天然ガス収入は露国家予算の約3割を占めています。
 - ① ロシアのエネルギーセクターの 232 の企業・団体・個人。 その内には、石油の探査、生産、販売を一貫して行う石油メジャーの業界 3 位、4 位であるガスプロムネフチとスルグトネフテガスを含みますが、これは、それまで需給逼迫を懸念して石油価格の上限設定に留める方針を転換したことになります。
 - ③ ロシア産の石油を輸送した183隻の船舶。西側諸国の制裁の回避に利用されている「影の船団」と言われるタンカー群の一部ですが、ロシア産石油を扱う600隻弱のうちの約3分の1に当たるとされます。
- ④ 仲介業者やトレーダー、港湾施設。
- ⑤ 生産中の液化天然ガス (LNG) プロジェクトの事業会社 2 社
- ○上記の包括的エネルギー制裁により、直後のロシアの海上原油輸出が大幅減少し、タンカーは進路変更、ロシア港では制裁対象外の船舶が不足したと報じられました(ブルームバーグ 25.1.22)

「影の船団」への制裁により、中国、シンガポール、中東の港が入港と荷揚げ認めない事態が発生することになりました。ロシア制裁に参加していない国々の事業者、港湾であっても、欧米企業と取引があるため、制裁対象船舶の寄港を拒否せざるを得なくなります。ある中国の港は、入港禁止としたと報じられています(朝日新聞 25.1.14)

- ○キーウ経済大(KSE)の調査によれば、今年1月にロシアが輸出した原油の86%が「影の船団」によるものだったとのことですので(産経新聞25.4.8 付け)、その輸送ルートの遮断は大きな影響があり得るとされます。
- ○なお、この1月10日の制裁においても、中国・香港企業は非常に多くなっています。

【エネルギー制裁対象企業の銀行取引猶予措置をトランプ新政権は更新せず】

○また、上記の1月10日にロシアの石油・天然ガス収入を標的とする大規模な制裁措置を 発表した際、対象企業が関連取引を完了できるよう、ズベルバンクなど11の金融機関(傘 下銀行を含む)に3月12日までの猶予を与えました。

トランプ新政権は、3月12日が至っても猶予措置を更新せず、ライセンスは失効しました。これに伴いロシアの銀行は米国の決済システムにアクセスできなくなりました。

米財務省は、「戦争を終わらせるための交渉を促進することに引き続き注力している」 とし、「われわれは制裁を継続しており、制裁はこれらの目標を達成するための手段の一 つだ」と説明しています(ロイター25.3.14 付)。

このように、トランプ新政権としては、バイデン政権末期に発動された効果の大きいエネルギー関連の広範な制裁を維持する姿勢を現時点では見せています。

【バイデン大統領の置き土産と言われる1月10日、15日の制裁―解除には要議会承認】

○なお、この 1 月 10 日及び 15 日の大統領令による制裁は、しばしば「バイデン大統領の置き土産」と呼ばれます。それは、解除には議会の承認を要するためです。

これは、従来からロシア制裁の根拠法令となっている大統領令には2種類あって、

- ① ロシアの外国での有害活動制裁<u>大統領令 14024</u>(2021 年 4 月施行) ⇒大統領の判断で解除可能
- ② ウクライナ情勢に関連したロシア制裁大統領令 13662(2014年3 月施行)
 - ⇒2017 年 8 月施行の CAATSA(対敵国制裁者法)により、その制裁を解除するためには、議会の承認が必要(不承認決議に拒否権発動した場合は、10 日経過するまでは解除不可)。
- ○1月10日の制裁は、14024号と13662号の両方を根拠としています。
 - 1月15日の制裁は、ロシアの軍事産業基盤及び対ロシア制裁回避・潜脱支援者等271の企業・団体・個人へ制裁も同様なのですが、内95企業については、既に大統領令14024に基づき制裁済みの制裁対象者を(解除には議会承認を要する)大統領令13662に基づき、再制裁したものとなっています。こちらの制裁も、制裁回避・潜脱支援者を中心に、

中国・香港企業が非常に多くなっています。

【G7外相会合会合共同声明でも、ロシアへの厳しい姿勢で一致】

3月14日に、カナダでG7外相会合がありましたが、共同声明のウクライナ関連部分では、基本的に従来と変わることなく、ウクライナへの揺るぎない支持、ウクライナの強固で信頼に足る安全保障の仕組みの必要性を確認しています。

その後、米-ウクライナ首脳会談の紛糾や鉱物資源協定を巡る混乱などもありますが、 協定は近々調印に至る見込みとウクライナ側が述べていますので、この外相会議共同声 明のスタンスが維持されることを期待したいところです。

ただ、最近の動きでは、米国はロシアに制裁緩和、クリミア半島のロシア領認知等の和 平案の提示、停戦仲介からの撤退と警告など、事態は流動的で不透明な状況です。

■G7 外相会議共同声明(ウクライナ関係部分)(3/14)

<ウクライナの長期的繁栄及び安全保障>

- 1. 我々は、自らの領土一体性及び生存する権利を守るウクライナ並びにウクライナの自由、主権及び独立への揺るぎない支持を再確認した。(中略)
- 2. 我々は、ロシアに対し、平等な条件での停戦に合意し、それを完全に履行することにより、応じるよう求めた。我々は、そのような停戦が合意されない場合に、更なる制裁、石油価格の上限価格設定、ウクライナへの追加支援及び他の手段を通じたものを含むロシアへの更なるコストを課すことを議論した。これには、ロシアの国家が有する資産が動かせないようになっていることに起因する特別な収益の活用も含まれる。我々は、軍及び民間双方の戦争捕虜及び拘留者の解放並びにウクライナの子どもたちの帰還を含む、停戦下における信頼醸成措置の重要性を強調した。
- 3. 我々は、いかなる停戦も尊重されなければならないことを強調し、ウクライナがいかなる侵略行為の再発も抑止・防衛できることを確保するための、強固で信頼に足る安全保障の仕組みの必要性を強調した。

香港を巡る動向

Q 香港についてもトランプ新政権は問題視しているようですが、どのような視点からで しょうか。

Α

○トランプ新政権になってからの、香港を巡る動きとしては、民主活動家に対する弾圧に関する制裁発動と、香港がロシア向け迂回輸出の主要ルートとなっていることについての問題視があるかと思います。

【民主活動家に対する「国境を越えた弾圧」に関与したとして幹部6人を制裁】

○米国は、3月31日に香港国家安全維持法を域外適用し、米国民や米在住者を含む19人の民主活動家に対する「国境を越えた弾圧」に関与したとして、米国の香港正常化大統領令13936(トランプ前政権時代に施行)に基づき、香港政府高官6個人を制裁しSDNリストに掲載しました。

制裁対象は、香港警察トップ蕭沢頤警務処長ら 6 人で、司法部門トップ林定国司法官 や香港国家安全維持委員会の区志光秘書長のほか、国安法に基づく中国政府出先機関の 国家安全維持公署の董経緯署長らが対象となりました。

【香港での迂回輸出阻止のための執行強化を訴えるハイド次官補】

○他方、香港がロシア向け迂回輸出の主要ルートとなっていることについての問題視という点は、米商務省 BIS 輸出管理担当次官補に指名されたランドン・ハイド氏が、ロシア向けの半導体の迂回輸出の主要拠点だとの質疑に対して、香港向け執行強化を急ぐ必要があるとしている点です。

ハイド次官補は、リケッツ上院議員(共和党)の質問に対して次のように述べています。

【リケッツ議員】共産党中国が2020年に香港を支配した後、香港は信頼できる世界的な金融センターから、マネーロンダリング、制裁の革新、その他の不正な金融活動を行うための共産党中国のベルトの重要なツールへと変化した。例えば、香港は禁止されているイランの石油を購入するためのフロント企業を設立したり、北朝鮮との違法貿易に従事する幽霊船を管理したりする役割を担ってきた。中国に関する経済安全保障審査委員会によると、共産主義中国と香港の輸出業者は、2022年3月22日から9月23日の間だけで、ロシアが輸入した半導体の85%を出荷した。香港はロシアにとって2番目に大きな半導体輸入業者、輸入パートナーにランクされ、ロシアがウクライナに侵攻した最初の1年間に約4億ドル相当の半導体を出荷した。香港は悪党になっており、確かに以前とは異なっており、敵対国が米国の制裁と輸出規制を回避するのを助けている。

【ハイド次官補】トランプ第一次政権の終わりに、香港は中国の一部とみなすという 大統領令が発行され、香港向けの規制が中国向け規制と同様になり、強化された。

それにもかかわらず、前バイデン政権の 4 年間、<u>様々なペーパーカンパニーが香港</u>に出現し、半導体を購入し、ロシアに出荷し、中国本土の企業に出荷していた。全般的に見て注意懈怠があるものといえる。従って、この問題は、我々が全力で取り組み、厳しく裁かなければならない。

○バイデン政権下では、香港経由でロシア制裁を迂回・潜脱する行為に関与した香港企業等を EntityList に掲載したり、EntityList に香港の住所のみを掲載してその地区内の企業の輸出を許可対象にするなどの執行強化は行われていました。更に別途の規制としてどういうものが出てくるのか注視する必要があると思われます。

中国に対する海事・物流・造船分野での規制

- ○米国は、関税だけでなく、中国の海事・物流・造船分野に関する規制も以前から強めています。一つは最近のもので、1974年通商法 301条に基づく入港税等の措置、もう一つは中国の国家海運管理プラットフォームのLOGINKや港湾クレーンに関するものです。
- Q 最近、米国政府は、中国籍船等の米国港湾への入港料を徴収するとの報道がありましたが、どういう流れの措置なのでしょうか?

A

【1974年通商法 301条に基づく中国籍・建造船舶の入港税徴収】

- ○米国通商代表部(USTR) は本年2月21日、中国の海事・物流・造船分野に対する1974年通商法301条に基づく措置の内容案を発表しました。これは、2024年4月に、米国内の複数の労働組合から請願を受け、中国の海事・物流・造船分野に関する措置・政策・慣行を対象とした301条調査を開始し、1月に調査結果を発表していましたが、その具体的措置内容を発表したものです(パブコメを募集)。具体的には、
 - ① 中国で建造された船舶の米国の港湾への入港時の追加料金(1 回当たり最大 150 万ドルを課す措置を提案)
 - ②米国製品の輸出における船舶の利用条件などの措置内容
 - ・中国の船舶運航企業(オペレーター)に対する追加料金
 - ・中国で建造された船舶で構成される船団を所有するオペレーターに対する追加料金
 - ・中国の造船所に船舶を発注するオペレーターに対する追加料金
 - ・米国で建造された船舶を所有するオペレーターに対する料金還付
 - (以上 JETRO ビジネス短信 25.2.23 による。具体的内容は同短信の添付資料に詳しい。具体的な追加料金の金額も記載。)

https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/02/df3cf76988a81154.html

添付資料:https://www.jetro.go.jp/view_interface.php?blockId=39280345

○その後パブコメを経て、USTR は4月17日に、中国籍や中国で建造した船舶を運航する業者から手数料の徴収を半年後に始めると発表しました。パブコメで貿易業界、海運業界等から反対意見が殺到したことを受け、混乱を避けるため、導入まで半年の期間を設けたるとともに、手数料は数年かけて段階的に増加する仕組みになったとのことです。

具体的な中国船の入港料は、

- ・1総トン当たり50ドル(約7100円)に設定され、その後3年間で段階的に引き上げ。
- ・中国で建造された船舶は、総トン数またはコンテナ当たりで決まる。

・外国製船舶による LNG 運搬を制限する第2段階は3年後に開始。この規制は22年かけて段階的に強化。

2月の案から緩和された内容としては、

- ・国内の輸出業者および五大湖、カリブ海、米領海を運航する船舶所有者を免除。
- ・入港料は1航海当たり1回のみ適用され、年間では最高6回まで適用。
- ・海運業者の所有船舶に占める中国製船舶の比率や、中国製船舶の発注予定に基づいて、 入港料を課さない場合も設ける。
- ・米国から石炭や穀物などを輸出するために、貨物を積載せずに米国の港湾に入港した船 舶は入港料を免除。
- ・対象となるばら積み貨物船は貨物の重量に基づいて料金が決まり、コンテナ船は運搬するコンテナ数に基づいて料金を支払う。
- ・海運会社は、米国で建造される新しい船舶を発注したことを証明できれば、入港料を最大3年間免除

(以上、ロイター、ブルームバーグ、日経各 25.4.18)

Q 中国の国家海運プラットフォーム(LOGINK)や中国製港湾クレーンについても排除 する動きを聞きますが、どういう状況でしょうか?

【中国国家運輸・プラットフォーム(LOGINK)の排除と代替に向けた動き】

○LOGINK というのは、「中国国家運輸・プラットフォーム」のことですが、米議会 USCC が問題視し、22 年版、23 年版年次報告書で警鐘を鳴らしています。

(「提言:中国国家運輸・プラットフォーム (LOGINK) の排除と代替 |

- ○概要は次のようなものです(USCC の 2022 年版報告書によります)。
 - ・中国によるグローバルな海運サプライチェーンを可視化するプラットフォーム
 - ・物流データ管理、輸送貨物追跡、企業間、企業 政府間の情報交換が可能なワンストップサービスの提供
 - ・無償提供の形で国際貿易港、フォワーダ、その他の事業者に導入を働きかけ
 - ・物流データ標準規格の促進
 - ・24 の港、自由貿易港、港湾運営会社(アジア 12、欧州 9、中東 3 を含む)との協力協 定を締結。日本では、2010 年以降、東京、横浜、川崎、大阪、神戸、四日市、新潟が 協力協定を締結
- ○米議会 USCC22 年版報告書が問題視するリスクとしては次のようなものです。
 - ・幅広く採用されれば、多くの国々で経済的・戦略的リスクになり得る
 - ・国家的な支援のない米国企業の弱体化をもたらす

- ・サプライチェーンの脆弱性を中国に露呈、軍の兵站も追跡可能になる可能性
- ・機微度の高い企業情報や国家機密へのアクセスと制御につながる可能性

その上で、提言として、「IPEF 加盟国港内での利用禁止交渉を開始せよ」とありました。

- ○また、USCC23年版報告書では、米軍への監視の観点から問題提起し提言しています。
 - (「提言:LOGINK 等の物流プラットフォームによる中国の監視から米軍の兵站を保護」
 - ・国防総省は NATO 諸国と協力し、物流プラットフォームを通じた中国の監視から、米 軍の装備品、物資、人員の移動を保護するよう指示。NATO 諸国との調整には以下を 含める。
 - ・NATO 諸国の LOGINK 等の利用状況と港湾の特定
 - ・監視で生じる米国の国家安全保障上のリスク評価
 - ・LOGINK 利用の廃止で生じる代替航路の採用とそれに伴う米軍の兵站への影響
 - ・物流プラットフォームを通じた監視で生じるエクスポージャのリスク低減措置
- ○これらの提言を受けて、国防権限法 2024 では、次のような一連の禁止条項が規定されて ます

■敵対者物流情報技術への対抗[§825]

- (1) 国防総省は、「中国政府、中国国営企業、又は中国政府の支配下にある企業・団体(民間企業も含まれうる)が提供する物流管理プラットフォームにデータを提供している企業・団体・人」と契約を締結してはならない(施行日:国防権限法 2024 施行日から 180 日後)。
- (2)米国所管の空港・港及び米国が補助金を供与している空港・港(注)に対し、「中国政府、中国国営企業、又は中国政府の支配下にある企業・団体(民間企業も含まれうる)が提供する物流管理(ロジスティクス)プラットフォーム」の利用を禁止。
- (注)運輸長官は、上記の「米国所管の空港・港及び米国が補助金を供与している空港・港のリスト」を公表しなければならない。
- (3)米国政府は、「中国政府、中国国営企業、又は中国政府の支配下にある企業・団体(民間企業も含まれうる)が提供する物流管理プラットフォームを利用している、米国所管の空港・港及び米国が補助金を供与している空港・港」に補助金を供与してはならない。
- (4)米国務省は、同盟国・パートナー国(米国と軍事関連協定を締結している国、インド、 台湾を含む)所管の港・空港が、「中国政府、中国国営企業、又は中国政府の支配下に ある企業・団体(民間企業も含まれうる)が提供する物流管理プラットフォーム」を利 用又は利用の検討をしていることを米国大統領が認定した場合は、その利用・検討を 中止するよう働きかけなければならない。

【中国製港湾クレーンの排除と代替に向けた動き】

○港湾インフラ関連では、広く使われている中国製港湾クレーンもセキュリティの観点から排除と代替に向けた動きが強まっています。

米国政府は、2024 年 2 月に以下の 2 点を柱とする港湾セキュリティー強化の大統領令を出しました。

- ①国土安全保障省(DHS)傘下の沿岸警備隊(USCG)にサイバー安全性関連の取り締まり権限を付与。
- ② 港湾クレーンの国内生産基盤の支援(インフレ抑制法の投資計画などを通じ、5 年間で米港湾インフラに 200 億ドル以上を投資すると明記)
- ○その際、国土安全保障省(DHS)傘下の沿岸警備隊(USCG)の幹部は、米国の港湾クレーンの約8割は中国製であるとし、設計上、遠隔地からの制御・保守・プログラムが可能であること、中国製クレーンは悪用されやすく、潜在的に脆弱性が残ることなどを指摘しました。
- ○また、クレーンの生産能力強化には関税も活用することとし、24年5月には、中国製の 港湾クレーンへ25%の関税をかけると発表しましたが、港湾事業者らの反対も強く、度 重なる議論の結果、関税は9月末から導入され、一部は対象外にすることで決着しました。
- ○本件に関する動向については、以下の CISTEC ジャーナル記事に詳しいのでご参照ください。LOGINK の問題についても解説されています。
 - ◎米中貿易戦争、物流ネットワークに戦線拡大(矢崎日子氏 CJ24 年 11 月号) https://www.cistec.or.jp/journal/data/2411/03_tokusyuu04.pdf

以上